

議事日程 (第2号)

平成30年 6月14日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号))

日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成30年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第
1号))

(日程第2～日程第3 質疑・討論・採決)

日程第 4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(日程第4～日程第6 質疑・討論・採決)

日程第 7 第30号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 8 第31号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

日程第 9 第32号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第10 第33号議案 中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入
所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定
要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 第34号議案 中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件
並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する
条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 第 3 5 号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 第 3 6 号議案 中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例

(日程第 7 ～日程第 1 3 質疑・委員会付託)

日程第 1 4 第 3 7 号議案 中間市参与の設置等に関する条例

日程第 1 5 第 3 8 号議案 中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(日程第 1 4 ～日程第 1 5 質疑・委員会付託)

日程第 1 6 第 3 9 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

日程第 1 7 第 4 0 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

(日程第 1 6 ～日程第 1 7 質疑・討論・採決)

日程第 1 8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	1 0 番 山本 慎悟君
1 1 番 安田 明美君	1 2 番 梅澤 恭徳君
1 3 番 柴田 広辞君	1 4 番 中野 勝寛君
1 5 番 井上 太一君	1 6 番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	市長公室長	………	佐伯 道雄君
総務部長	………	園田 孝君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	田中 英敏君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
企画政策課長	………	濱田 学君	総務課長	………	後藤 謙治君
財政課長	………	蔵元 洋一君			
安全安心まちづくり課長	………				石井 浩司君
課税課長	………	森満 学君			
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
福祉支援課長	………	亀井 誠君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
こども未来課長	…	平川 佳子君	介護保険課長	………	冷牟田 均君
生活支援課長	………	石田 浩君	都市計画課長	………	白石 和也君
産業振興課長	………	北原 鉄也君	教育施設課長	………	村上 智裕君
学校指導課長	………	小野 篤志君	生涯学習課長	………	大内 智二君
上水道課長	………	田中 秀一君	消防総務課長	………	加川 徹君
消防予防課長	………	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	池田 恭君

一 般 質 問 (平成30年第2回中間市議会定例会)

平成30年6月14日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
堀 田 克 也	安全安心なまちづくりについて 登下校時における子どもたちの安全確保及び地域の高齢者の見守りについて伺います。 ①本市における、子どもたちの登下校時の安全確保のための具体的な取り組みについて伺います。 ②5月から、中間東小と南小にてＩＣタグが導入されていますが、具体的にどういったものであるのでしょうか。また、ほかの4校に導入の予定はあるのでしょうか。 ③地域の高齢者の見守りについて、本市ではどのような取り組みをされていますか。	市 長 教 育 長 関係部課長
	市内スポーツ施設の利用状況について 市内には様々なスポーツ施設がありますが、その現状について伺います。 ①各施設の利用状況を伺います。 ②市外から利用される方もいると思いますが、特に市外からの利用者の多い施設はどの施設でしょうか。また、市内と市外の利用者の利用条件の違いを伺います。 ③仰木彬記念球場について	市 長 教 育 長 関係部課長
中 尾 淳 子	学校でのがん教育について 日本人の2人に1人ががんにかかる時代と言われています。子どもたちからがんについて正しい知識を学び、生活習慣を身に着けることで、生涯にわたりがんにならない健康な体づくりになると考えます。 ①がん教育の学校での現状について ②がん専門医等の外部講師を活用しての教育の実施について伺います。	市 長 教 育 長
	期日前投票所について 選挙当日、投票所での投票が大前提ですが、仕事等様々な理由で当日投票できない人のための期日前投票所を市役所ではなく、ハーモニーホール・交流センター等に移し、車の駐車等利用しやすい場所での実施をされることについての見解を伺います。	市 長

一 般 質 問 (平成30年第2回中間市議会定例会)

平成30年6月14日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
小 林 信 一	福祉の充実について 少子高齢化、2025年問題と福祉事業に対する市民の期待は大きなものがある。各自治体において、社会福祉協議会が福祉事業の多くを担っている。昨年夏、男性職員の厚生年金保険料の着服事案が発生し、特別監査後に社協からの結果報告書の不備により、改善命令書が交付されたが、どのような改善策がとられているか、お伺いしたい。 また、この着服事案の新聞報道等により、社協に対する市民の信頼が失墜する中、市の委託事業の実施に関して問題提起を受けた。市として、これまで委託事業の実績評価をどのように把握されてきたのか、今後の実績把握と市民の信頼回復に向けた指導・支援についてお伺いしたい。	市 長 関係部課長
	中間市公共施設等総合管理計画から社会教育・学校教育施設の今後について 本市における公共施設が大量に更新時期を迎える。今後40年での大規模改修や建て替え等で現状維持すると、698億円(年平均17.5億円)、インフラ施設で172億円(4.3億円)が必要と試算されている。現状の財政状況では、公共施設の整理・統合と維持費削減が必要不可欠である。なかでも、学校教育系施設と社会教育系施設が床面積で全体の約45%を占めており、その対応が急がれる。教育委員会としての見解及び現在の作業の進捗状況についてお伺いしたい。 ①検討委員会の設置時期・構成員・回数は ②検討委員会の方針・まとめの時期は ③個別計画の策定は 特に少子化による児童生徒の減少を踏まえ、小学校・中学校の統廃合及び小中一貫校の実施に対する見解をお伺いしたい。	市 長 教 育 長 関係部課長
田 口 澄 雄	連続する市職員の不祥事とその原因の究明と対策について これまでも、市職員の不祥事が相次ぎ、その対応を図ってきたところですが、今回また同時に2件の不祥事が発生しました。なぜこうも中間市では連続して市職員の不祥事が起こるのか、その原因究明と今後の対策について、お伺いします。	市 長 関係部課長
田 中 多 輝 子	骨髄バンクドナー支援助成制度について 骨髄バンクドナー支援助成制度は、全国で広がっています。本市も北九州市に続き、ドナーが安心して骨髄提供ができる環境を整備してはいかがでしょうか。お伺いします。	市 長 関係部課長

一 般 質 問 (平成30年第2回中間市議会定例会)

平成30年6月14日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
柴 田 芳 信	土砂災害について 4月11日に発生した耶馬溪での土砂崩落事故に伴い、中間市のハザードマップにある危険地域の調査、対策についてお聞きします。	市 長 担当部課長
	集中豪雨対策について 昨年7月5日に発生した九州北部豪雨を経験し、河川氾濫に対する対応策についてお聞きします。	市 長 担当部課長
	集合住宅の火災について ①昨年5月7日に発生した小倉北区の中村荘の火災から1年、市内での木造集合住宅に対する防火対策、消火設備の整備状況についてお聞きします。 ②生活困窮者が犠牲になる悲惨な火災をどうやって防ぐか、北九州市は生活保護決定を迅速化し、担当のケースワーカーが受給者宅で防火点検をするなど、火災予防に本腰を入れ始めたと報道されました。本市の取り組みについて伺います。	市 長 担当部課長
草 場 満 彦	市長公約のニューコンパクトシティについて ①福田市長の選挙公約の中にあった“ニューコンパクトシティ構想”の具体的な内容と進捗状況を伺います。 ②中鶴地区の県営・市営住宅の建て替えが具体的に進んでいる中、複数年度にわたる事業になると思うが、無駄のない総合的な事業計画を立案すべきと思うが、見解を伺います。	市 長
	消防各分団の格納庫の状況について 管理状況を伺います。 ①耐震化の状況を伺います ②2階の居住スペースへの入居状況及び入居条件を伺います。	市 長
掛 田 るみ子	職員給与の現状とあり方について 人事院勧告を受け公務員の給与の見直しが行われているが、本市の人口減少と財政状況を鑑み、人件費の見直しは必須と考えます。 改めて本市の職員給与の現状と今後の在り方についての見解をお伺いします。	市 長
	健康マイレージ事業の拡充について 高齢化率の高い本市にとって、健康寿命の延伸は重要な課題であります。 健康マイレージ事業を、健診や健康講座だけでなく、ボランティア活動や市のイベントへの参加などに拡充し、頑張っている市民への励ましと、新たな市民参加を呼び起こすための事業として拡充してはいかがでしょうか。見解をお伺いします。	市 長

一 般 質 問 (平成30年第2回中間市議会定例会)

平成30年6月14日

NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
安 田 明 美	未来ある子どもたちに対しての子育てについて 近年、生活環境・地域環境の変化、一緒に過ごす家族や仲間とのつながりの変化が複合的に働き、結果として子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。 このような状況の中、未来ある子どもたちに対して市の担う役割は大きいと思われます。 以下の点についてお伺いします。 ①さくら保育園の存続について ②学童保育の時間延長の検討について	市 長 関係部課長
	新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）について 平成29年7月に新オレンジプランが改訂されました。 ①中間市として、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けてどのような取り組みをされていますか。 ②認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、地域づくりを加速するために様々な場面での活躍の場を考えていますか。	市 長 関係部課長
	介護保険利用者負担割合について 世代間の公平性の観点から、介護保険利用者負担割合が見直され、平成30年8月から施行されます。 変更の内容についてお伺いします。	市 長 関係部課長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成３０年　６月１４日

第２回中間市議会定例会

議案番号	件　　　　　　　　　　　名	付託委員会
第３０号議案	中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	市民厚生
第３１号議案	中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例	
第３２号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	
第３３号議案	中間市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	
第３４号議案	中間市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例	
第３５号議案	中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第３６号議案	中間市立小中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例	
第３７号議案	中間市参与の設置等に関する条例	市民厚生
第３８号議案	中間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	

午前 9 時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

おはようございます。明政クラブの堀田克也です。通告書に従い、質問させていただきます。

子どもたちに対する見守りについての質問です。

現在、子どもたちを取り巻く環境の中で、さまざまな事件や事故が全国各地から多数報告されています。最近では、5月に新潟県で小学2年生の女の子が殺害され、線路上に放置されるという、大変痛ましい事件がありました。

中間市においても、そのような大きな事件や事故はないものの、市内において公然わいせつや痴漢、つきまとい、不審者などの情報が寄せられています。

そのような中、毎年、中間ライオンズクラブより、小学1年生を対象に黄色いランドセルカバーや防犯ブザーが贈られ、子どもたちを事故や犯罪から守る働きかけが行われております。

そこで、本市における子どもたちの安全確保のための具体的な取り組みを担当部長に伺います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

まず、児童の登下校時には、ふるさとみまわり隊の通学安全協力員の方にご協力をいただき、通学路の危険な場所などにおいて、道路横断の安全指導などを行っていただいております。

下校時間帯には、市の職員による青色回転灯を点灯させた公用車での巡回をしており、学期始めと学期終わりの1カ月間の登校時間帯についても、職員が青パトにて巡回しております。

また、新入学児童の登校時には、市管理職職員による交通安全街頭指導を8日間行っております。

さらには、幼稚園、保育園児の就学前児童を対象とした交通安全教室についても、折尾警察署などのご協力のもと、毎年、なかまハーモニーホールにて実施をしております。

このように、子どもたちに対する安全を確保するためには、たくさんの目で子どもたちを見守ることが重要であると考えておりますので、今後とも地域との結びつきを強め、皆様のお力をおかりする中で、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答いただきました取り組みの中に、青パトを巡回させての見守りや通学安全協力員による登下校時の見守りの説明がありました。私もよく青パトを見かけます。中間市で犯罪を起こさせないためにも、可能な限り、多く巡回させていただけたらと思います。

また、通学安全協力員の説明ですが、主に登下校時における子どもたちの道路横断の安全指導をされているという説明で、私もよく黄色い旗を持ち、協力いただいている姿を目にします。この協力員の選出方法と人数について、担当課にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

石井安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（石井 浩司君）

通学安全協力員につきましては、各自治会からの選出により市に届け出があります。また、人数につきましては、現在の通学安全協力員は338名であります。過去5年間、若干の減少はあるものの、ほとんど変わらない状況です。今後も、広報なかまなどにより募集を行い、増員を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答では、各自治会からの選出で338名の方に協力をいただいているということでございますが、先ほど部長が、できるだけ多くの目で見守ることが重要であると回答で言われましたように、今後もふやす努力をお願いいたします。

これに関連してですが、活動中に事故に遭った場合の対応はどのようになっていますか、担当課にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

石井安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（石井 浩司君）

通学安全協力員の活動を支援するため、市に届け出を出しております全ての隊員の方に

対し、活動中のけがや賠償事故から守るため、ボランティア保険などに加入をしております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答では、活動中の全ての通学安全協力員のけがや事故に対してボランティア保険などに加入いただいているということで安心しました。

それでは、最後の質問になりますが、このようにお力添えをいただいている通学安全協力員の方が退任する際、本市から感謝状などを贈られているのでしょうか、担当課にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

石井安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（石井 浩司君）

現在、感謝状の交付はいたしておりません。議員ご指摘の感謝状の交付につきましては、他市町村の事例などを参考に検討してまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答では、他の市町村の事例を参考に検討したいとのことですが、協力員の方たちは、子どもたちの登下校時には、毎日のように安全確保のためお力添えをいただいております。事例にかかわらず、長年にわたって協力いただいている方に対しては、本市からの感謝の気持ちをあらわすということは、大変重要なことだと考えます。ぜひ感謝状を贈っていただきますよう強く要望しまして、次の質問に移らさせていただきます。

I C タグによる児童の見守りについてお伺いいたします。

5月末にテレビは新聞紙面で、中間市が近隣の地区に先駆けてI C タグを利用した子どもたちの見守りを始めたとの報道がありました。新聞によりますと、中間東小学校と中間南小学校に導入していて、福田市長は、子どもたちを取り巻く犯罪が多い中、ハイテク技術を活用し安全を向上させたい。また、市内の全小学校にも導入を検討したいと、意欲あるコメントが書かれていました。

私も、全児童にI C タグを導入し、子どもたちの安全を見守ることは必要だと考えます。そこで、このI C タグを利用した児童たちの見守りの具体的な仕組み、またほかの4小学校への導入予定を教育長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

市教育委員会や各小中学校では、保護者や地域の方々の協力を得ながら、子どもたちを不審者や事件、事故などから守り、安全で安心して登校できるように、さまざまな環境づくりや対策に努めておるところでございます。

今回、その一つの手段といたしまして、福岡市に事務局を置くNPO法人のご協力により、東小学校と南小学校に無償貸与で学校防犯システム及びICタグを導入いたしましたところでございます。

これは、校内の1カ所にセンサーを埋設し、ICタグを身につけた児童が通過すると、事務室内に設置した管理システムに児童のクラスや氏名、通過時刻などが記録される仕組みとなっております。

本システムを用いることにより教員が児童の登下校時間を確認できるほか、希望する保護者につきましては、月額432円の有料とはなりますが、メールアドレスを登録することで児童の通過情報を即時に受信することができるようになっております。

また、センサー設置場所にはカメラも設置しており、児童の服装や同行者の確認も容易に行うことができます。

これらのことから、児童の登下校時における安全確保の一助になると考えております。

このシステムは、本市の費用負担が一切発生せず、NPO法人の整備方針により、まずは児童数が多い東小学校と南小学校に先行して導入したものでございます。

今後は、未導入の4小学校への設置に向け、NPO法人から支援していただけるよう、働きかけを続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答いただきました内容は、NPO法人の協力により学校に防犯システムを設置することで、教員が生徒の行動を把握でき、市費の負担がないとのことでした。

私も、ICタグを利用した防犯システムを導入している中間東小学校に行き、実際、どのようなものなのかを、田中校長先生に案内をいただき、説明を受けてまいりました。

説明では、昇降口にカメラが設置され、生徒の通る様子が全てリアルタイムに事務室のパソコンに送られ、個人の識別などはズーム機能により容易に確認することができました。

また、希望する保護者には通過した時間を、お金がかかるものの、メールで受け取ることも可能だということで、子どもたちの安全のため、大変利用価値の高いシステムになっていました。

話の中で、普及率をお伺いしたところ、4割程度の児童が利用しているということでした。思いのほか低い数字だったので、理由をお尋ねしたところ、キッズ携帯を持たせ、GPSによる安全確認をしている家庭や、送迎を行っている家庭もあることが理由の一つかもしれませんが、まだ検討中の家庭もあるということなので、これから普及率も上がって

くるのではないかと思いますとのお話でした。

教育委員会としても、普及率を上げるように働きかけを行っていただくようお願いをするとともに、あわせて一日も早い市内全小学校導入に向け取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。いろいろと子どもの見守りについて質問をしてきましたが、確かに私たち大人が連携して子どもたちを見守っていくことは必要でありますし、責務であると考えますが、本当に必要なことは、子どもたち自身が自分の身は自分で守るという意識を高く持たせることが一番必要だと思います。

そこで、子どもたちの意識の向上に向けた取り組みについて、教育長に伺います。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

小中学校では、警察や専門講師を招いて、児童生徒への安全講習会を定期的で開催しており、講話を聞くだけでなく、危険から身を守るために効果的な逃げ方や声を出す方法など、実演体験を通して学んでおります。

内容も、児童生徒の発達段階に応じて犯罪被害の防止、交通安全、薬物乱用対策、暴力団排除など多岐にわたって学習しております。

また、不審者情報が入った場合などには、その都度、ホームルームの時間などを使って情報提供や注意喚起を行い指導するなど、あらゆる機会を捉えて児童生徒への安全教育に努めているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございます。机上で勉強形式で頭に入れるよりも、体験型の学習のほうが頭や心に残ると思います。子どもたちの意識の向上を図り、自分で自分を守る力をつけていけるよう、教育委員会として取り組んでいただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

高齢者の見守り活動について質問いたします。

現在、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、65歳以上の人口は3,000万人を超えています。2042年に3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、2025年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよ

う、地域の包括的な支援、サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

中間市におきましては、国や県の平均値を大きく上回るスピードで高齢化が進んでおり、平成30年4月末のデータでは、人口は4万2,211人、65歳以上の高齢者は1万5,455人であり、高齢化率は県下28市のうち2位の36.6%と非常に高い状況であります。

本市では、団塊の世代が後期高齢者、いわゆる75歳以上になる2025年の高齢化率と後期高齢化率をどう予想されているのか、その推計を担当課長に伺います。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

中間市の近年の高齢化につきましては、議員よりご説明いただきましたとおり、県下28市のうち2位の高齢化率でありまして、1位は嘉麻市の37.3%でございます。

今後、団塊の世代が後期高齢者となります2025年に向けて高齢化率は上昇してまいります。本市の総人口は年々減少していく中、高齢者人口は、ほぼ現状のまま推移することにより、高齢化率が上昇すると予測しております。

議員お尋ねの団塊の世代が後期高齢者、いわゆる75歳以上になる2025年の高齢化率と後期高齢化率につきましては、第7期高齢者総合保健福祉計画のデータではございますが、2025年では人口3万8,577人、65歳以上の高齢者は1万4,891人、高齢化率38.6%と推計しております。

また、75歳以上の後期高齢者は9,164人であり、後期高齢化率は23.7%と推計しております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答のように、総人口が減少する中、高齢者人口がほぼ現状のまま推移する結果、高齢化率が向上すると推計であります。これに伴い、高齢者のみのひとり暮らし世帯や高齢者の夫婦のみの世帯なども増加すると予測されるため、高齢者等の見守りは必須であると考えます。

中間市では、平成22年よりひとり暮らしの高齢者の見守り、安否の確認等を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう配慮し、高齢者福祉の向上に資することを目的とする中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業を全自治会内において展開されていますが、現状はどのようになっているのか。同事業の申請手順と登録者数、また見守りを行っていただいております見守り隊員の隊員数を担当課にお尋ねします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

議員ご説明のとおり、平成２２年より中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業を実施いたしております。

このひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業の対象者は、市内に在住され、かつ住民基本台帳に記録されている方で、おおむね６５歳以上のひとり暮らし高齢者などのうち、見守りが必要で、かつ見守りについて本人が同意される方となっております。

同意される方は、同事業の申請書兼同意書にご記入いただくことにより、見守り対象者として登録されることとなっております。

現在の登録者数につきましては、平成３０年４月末現在で４８０名であります。

また、見守り隊につきましては、全６３自治会全てに見守り隊が設置されており、隊員数は、平成３０年４月末現在で５０５名であります。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（３番 堀田 克也君）

ご回答いただきました登録者数は４８０名とのことですが、この事業は見守り事業の趣旨に同意された方に対して見守り活動をされているということになりますが、同意はしていないものの、本来見守らなければならない高齢者も地域には存在されると思いますが、その現状はいかがでしょうか。担当課にお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

このひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業の適正かつ円滑な運営を図るため、中間市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会を設置しており、構成団体は、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、老人クラブ連合会、また中間市社会福祉協議会であります。

平成２８年の協議会におきまして、本来見守るべき高齢者が同意されていないため、十分に見守られていない現状があるとのことご意見をいただきました。

このため、同年、各見守り隊から本来見守るべき高齢者の情報を集約し、６３人の対象者に連絡、訪問を行った結果、１１人の同意を得ることができました。

また、見守りを拒否をされました５２人の方々につきましては、各見守り隊へ、対象者のご自宅を直接訪問するのではなく、ポストに新聞がたまっていないか、夜、家の電気がついているか、また、不審な人物が出入りしていないかなど、さりげなく見守っていただくようお願いしたところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。本来、見守るべき高齢者に対する見守りも非常に重要だと私も考えておりますので、今後も見守り隊の方々には継続して、円滑な、そして活発な見守り事業の実施をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、各自治会に設置されている見守り隊は、昼夜を問わず、各自治会において活動を展開されていますが、具体的にどのような活動され、また市はどのような支援をとられていますでしょうか、担当部長にお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

見守り隊は、昼夜を問わず、おおむね週1回程度、対象者宅を訪問していただき、対象者に声かけを行うなど実態把握に努めていただいております。隊員の方々には、ご負担のない範囲で見守りを続けていただいているところでございます。

市の支援といたしましては、先ほど申し上げました本来見守るべき高齢者への対応など、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業運営協議会において、提案された諸問題の解決を図っております。

本年3月の同協議会では、認知症を発症された高齢者に対する見守りの方法などについてご意見をいただいたところでございます。

これを受けまして、本年7月には、全自治会の見守り隊員に対しまして、見守り活動についての講演会を予定をしているところでございます。

この講演は、高齢者の孤独死の防止や地域のつながりに成果を上げていただいております見守り隊の皆様の今後の見守り活動に資することを目的とするものでございます。

今後も、高齢化が進展しまして、見守りを必要とする高齢者は恐らく増加することだと思いますが、地域のコミュニティー機能の低下、個人のプライバシーに関する住民の意識の高まりとともに、見守り活動は今まで以上に重要でありながら、複雑になってまいっていると思っております。

今後も、見守り活動へのご理解を深めていただくことに努め、見守り隊員の増員や隊員に対する研修に取り組みまして、先進事例なども参考に、本市の実情に応じた見守り活動を継続、進化に努めてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様には、ご近所づき合いを深め、少しでもお隣に住む人のことを気にしていただくこと、これが最大の見守り活動につながることを啓発をしてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（３番 堀田 克也君）

ありがとうございました。ご回答のように、高齢化問題は待ったなしの状況であります。今後も所管課におきましては、高齢者の皆さんが人生の最後まで安心して住みなれた中間市で生活を継続できるよう、さまざまな施策を積極的に講じていただきたいと考えております。

それでは次に、市内スポーツ施設の現状についての質問に移ります。

現在、日本は、東京オリンピック２０２０に向けて、さまざまなスポーツに力を入れています。中でも柔道、レスリング、体操、競泳、バドミントン、卓球など、メダル獲得期待度の高い種目に力を入れ、ＪＯＣは金メダル獲得目標を３０個に設定したとの報告がありました。

また、このオリンピックの関心度を調査したところ、回答いただいた方の実に８２％が興味があると答え、東京オリンピックの関心度の高いことがうかがえる結果が出ております。

本市におきましても、希望が丘高校の早田ひな選手が卓球でメダルを期待されている、注目の選手であります。このように、中間市には目標に向かって頑張っている選手が多くいると思います。たくさんの方が本市の施設を利用していると思いますが、その利用状況についてお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

生涯学習課所管のスポーツ施設は、市民の健康増進と体育振興、青少年の健全育成などを図るために設置され、現在８施設ございます。利用の多いスポーツ施設は体育文化センター、ジョイパルなかま庭球場、中間仰木彬記念球場となっております。

それぞれの利用状況につきましては、平成２９年度実績によりますと、体育文化センターは延べ７万８０６人、ジョイパルなかま庭球場は延べ２万７、７０９人、中間仰木彬記念球場は延べ２万１１５人が利用している状況でございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（３番 堀田 克也君）

ご回答いただいた中で特に利用状況の高いスポーツ施設は体育文化センター、ジョイパルなかま庭球場、中間仰木彬記念球場ということであります。恐らく利用者が多いということは、市内利用者に限らず、市外からの利用者も多くなっていると考えられますが、市内と市外の利用者数と利用条件に違いがあるのかを担当課にお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

市外の利用者につきましては、体育文化センターが延べ9,830人、ジョイパルなかま庭球場は延べ1,863人、中間仰木彬記念球場は延べ7,824人が利用しているところでございます。

次に、市内の方と市外の方の利用条件につきましては、体育文化センターにつきましては、市内、市外を問わず申し込み時期は一律となっておりますが、使用料につきましては、市内の利用者が利用しやすいような設定となっております。

また、ジョイパルなかま庭球場及び中間仰木彬記念球場につきましては、それぞれの設置目的であります市民の健康増進と体育振興を図るため、使用許可の申請時期及び使用料に対しまして、市内の利用者が利用しやすいように設定されているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答によりますと、特に市外からの利用者が多いのは体育文化センターと記念球場とのことで、体育文化センターは市内外の利用条件に差がないものの、ジョイパルなかま庭球場には、市内と市外に差を設けているということであります。

市外からの利用者が多いという中間仰木彬記念球場ですが、最近まで中間市営球場という名称でしたが、名称が変更された経緯について、担当課にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

大内生涯学習課長。

○生涯学習課長（大内 智二君）

本市出身であります仰木彬氏は、現役時代は西鉄ライオンズに所属し、近鉄オリックスバファローズの監督を務め、平成16年には野球界の殿堂入りをし、氏の功績をたたえまして、昨年4月から現在の名称となっております。

中間仰木彬記念球場は、年間延べ2万115人、714件が利用している状況でございます。

先ほど教育長が申したとおり、中間市民の健康増進と体育振興を図ることを目的として設置されておりますことから、市内と市外の使用料につきまして、市内の利用者が利用しやすいように設定している状況となっております。今後とも市民サービスの拡充に向けて努力してまいります。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

皆さんもご存じのように、仰木彬氏はプロ野球界において大変功績を残された方で、近

鉄バファローズの監督時代は野茂英雄さんを、オリックスの監督時代は世界のイチローを育てた、大変有名な方であります。その名前を冠にした球場でありますので、名前に恥じない球場でなければならないと考えます。

そこで、球場を管理していく中でグラウンドの整備や改修、スタンドのメンテナンスなどがどのように行われているのか、担当課にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

大内生涯学習課長。

○生涯学習課長（大内 智二君）

球場のメンテナンスについてですけれども、平成8年から平成10年度においては、クラブハウス新築、市民トイレ新築、照明灯、内・外野席改良、グラウンド土改良、ダッグアウト、バックネット改良し、平成22年度においてはスコアボードの改修、平成23年度においては外野芝生化工事、バックスクリーン新設工事、平成29年度においては、ライト側防球ネット増設工事を行っております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

説明では、年2回、10トン車で車での土の搬入、芝刈り、また芝の部分の補修や散水などを行い、維持管理を行っているということですが、大規模改修として、近年でいいますと、平成29年にライト側の防球ネットの増設工事を行ったということで、残念ながらスタンドやトイレの改修は20年間、1度も手を入れられていないために、利用者から不満の声をたびたび耳にすることがあります。

例えば、選手が試合中にトイレに行く際、スパイクのまま場外に行かないとトイレが使用できないし、そのトイレの数が少ない。外から見えるつくりである。衛生面が不十分など、特にトイレに対する不満が多いようです。

以前、市長とお話する機会があり、その中で市長が、中間には仰木彬記念球場という立派な球場があるので、将来、日本、台湾、韓国で親善試合ができればいいですねと。そのためにも、今のトイレは考えないといけないですねと会話をいたしました。

私も、親善試合が実現すれば、中間市にとっても本当によいことだと思います。中間市営球場から生まれ変わった中間仰木彬記念球場を市長の持つ発信力でたくさんの人に利用していただき、誰もが知る、誰からも愛される球場になることを願い、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、学校でのがん教育について伺います。

日本人の２人に１人ががんにかかる時代と言われています。政府は、ことし３月に第３期がん対策推進基本計画を決定し、特に１５歳未満のがん対策の充実を打ち出しています。

子どものころからがんへの理解を深め、がんについて正しい知識を学び、命の大切さを学ぶがん教育を推進することで、生涯にわたりがんにならない健康な体づくりのための生活習慣を身につけることができると思います。

さらに健康への関心を高め、生活習慣や喫煙との関連等について認識を深めるがん教育は大変重要であると考えます。本市でのがん教育の現状についてお伺いいたします。教育長、よろしいですか。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

がん教育は、がんを他の疾病等と区別して特別に扱うということが目的ではなく、がんを扱うことを通じて、他のさまざまな疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図るものと考えております。

学校における健康教育は、生涯を通じみずからの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することを目指して実施されております。

議員ご指摘のように、国民の２人に１人ががんにかかると推測される中、学校における健康教育において、がんを取り上げた教育を推進することは、健康教育を推進する上で意義のあることだと考えております。

本市のがん教育の現状につきましては、小学校高学年の体育科・保健領域や中学校の保健体育科・保健分野を中心に、生活習慣病などの予防や健康の保持増進など、児童生徒の発達段階を踏まえた内容の学習を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（９番 中尾 淳子君）

ありがとうございます。それでは次に、がん専門医等の外部講師を活用してのがん教育の推進について伺います。

先月２４日、東京都は、がんへの理解を深め命の大切さを学ぶがん教育の推進のため、２０２２年度までに都内全ての公立中学・高校や特別支援学校で、がん専門の外部講師を活用した教育の実施を促す提言を発表いたしました。

閣議決定されました第３期がん対策推進基本計画で、外部講師によるがん教育の一層の充実が決議されました。

先生方も教材を使用し、命の大切さを教える教育を推進されているとのことですが、教育現場の先生方の仕事量の実情、さらには医療関係の授業となれば、負担は大変大きくなると思われます。

そこで、本市のがん教育の事業に専門的知見をお持ちのがん専門医等の外部講師の力をおかりしてのがん教育の推進を図られてはいかがでしょうか、ご所見を伺います。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

がん専門医等の外部講師を活用しての教育の実施につきましては、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課や体育スポーツ健康課と連携いたしまして、今年度は2学期以降に、本市内の中学校1校で外部講師を招聘したがん教育を計画しているところでございます。

また、その際には、生徒やその家族の状況等配慮すべきことを学校と十分に打ち合わせて実施していくように考えております。

他の中学校におきましても、来年度以降、計画的に外部講師を活用したがん教育の推進を図ってまいることとしております。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

1年に1校という、中学1校ということによろしいんですかね。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

1校ずつ、計画的にしていきたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

では、がん教育の充実については、公明党としても総力を挙げて取り組んでまいりました。現在、ご答弁にありましたように、小児がんと闘っている人や家族にがん患者を抱えている児童生徒に十分配慮しながら、がん教育の推進をされますようにと申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、期日前投票所について伺います。

選挙当日、投票所での投票が大前提ではありますが、仕事等さまざまな理由で当日投票できない方々のための期日前投票を告示日・公示日の翌日より投票日前日まで本庁で行っています。近年の投票率及び不在者投票の投票率について伺います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

まず、昨年6月18日実施の市長及び市議会議員選挙の投票率は56%で、そのうち期日前投票の割合は17.8%でした。

次に、昨年10月22日実施の衆議院議員総選挙の本市での投票率は50.8%で、そのうち期日前投票の割合は27%です。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

衆議院選挙での期日前投票が27%が多いということは、期間が長かったということでしょういいんですかね。わかりました。

それでは次に、福岡県内での他の市町村の不在者投票の状況をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

昨年10月22日実施の衆議院議員総選挙での福岡県内の市役所、出張所以外での期日前投票所の設置状況ですが、県内で3カ所設置いたしておりまして、久留米市では久留米大学キャンパスで1日間、古賀市ではサンリブ古賀で2日間、嘉麻市では稲築志耕館高等学校で1日間設置しております。いずれも、本庁を基本として別に設置いたしております。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（9番 中尾 淳子君）

古賀市での5,115名というのは大変大きな数だと思いますが、大きなショッピングセンターですので、大変利便性がよかったのかなって理解をしております。本庁での期日前投票は、エレベーターを使つての移動や駐車スペースが狭いことなど利便性に欠けます。投票率を上げるため、本庁ではなくハーモニーホールや交流センター等、市民の利用しやすい場所での実施のお考えはありませんか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

期日投票所につきましては、現在、各種の選挙実施の際、市役所庁舎内に設置をいたしております。期日前投票所を本庁ではなくハーモニーホール、地域交流センター等に移し、市民の利用しやすい場所に設置してはどうかとのご質問でございますが、投票者の資格要

件等を本庁の住民基本台帳で確認する必要があること、また県選挙管理委員会等からの指示や連絡等を受ける必要があることから、期日前投票所の設置につきましては、本庁を基本として複数箇所の設置が望ましいと考えております。

期日前投票所の増設に当たりましては、二重投票などを防止するためのオンライン化が不可欠であり、二重投票などを防止するための専用回線の設置や個人情報に関するセキュリティの確保のほか、通信障害などの不測の事態への対応が必要となってまいります。

また、新たに投票管理者、投票立会人などを配置する必要があるほか、投票箱、投票記載台などを設置するスペースや、有権者の皆様に期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書を記入していただくためのスペースなど、一定の広さを確保する必要もございます。

さらに、選挙の公正が害されたり、投票の秘密が侵されたりすることがないように配慮が求められるなど、セキュリティ面、財政面、人的な面など、解決しなければならないさまざまな課題がございます。

しかしながら、期日前投票所の増設につきましては、本市といたしましても、市民の利便性や投票率の向上に向けて非常に有効であるとの認識をいたしておりますことから、今後、選挙管理委員会と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（９番 中尾 淳子君）

今のオンラインシステムが大変な費用がかかるので増設が難しいという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

オンラインシステム専用回線等の費用もありますけれども、立会人等人的な費用、それからスペースの確保、使用料も含めまして、もろもろの課題があると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

中尾淳子さん。

○議員（９番 中尾 淳子君）

ありがとうございます。それでは、そういう状況が満たされるときに、ぜひ不在者投票所の増設を検討していただきたいと思います。それまでの間、今、地下駐車場の公用車を全部とは申しませんが、移動していただき、期日前投票の期間だけ市民の駐車場として開放していただくことについてはいかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

期日前投票所での駐車場スペースの確保についてでございますが、投票率の向上、市民の利便性向上のため、できる限り駐車スペースを確保するよう検討してまいりたいと思います。

○議員（９番 中尾 淳子君）

ありがとうございます。それでは、よろしくお願い申し上げまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、小林信一君。

○議員（２番 小林 信一君）

おはようございます。中間クラブの小林信一です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初にお断りいたしますが、数日前から風邪を引きまして、非常に喉を今痛めておりますので、途中で水をいただいたり、ちょっと休憩を入れたりということがあるかも知れません。それはご容赦いただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、最初の質問は、福祉の充実に関する内容となります。

先ほどの議員の話の中にも、現代社会がますます高齢化社会に向かっていく、少子化も進むというふうなことが言われておりました。私ども団塊の世代がちょうど75歳を迎えるころ、2025年に超高齢化社会がやってくる。これは、世界中でも、どこの国も経験したことがまだないんですね。この日本でも今からということになります。

そういう社会を迎えるに当たりまして、国や県、各市町村では、やがて到来しますその超高齢化社会に対応すべく、さまざまな福祉対策に取り組んでおると、そういう話を耳にします。本市におきまして、そういう見通しを持った事業は展開されていると思いますが、その大事な福祉事業といいますか、これを市から委託受け、そして市民のニーズに応えるように、その役割を果たしていったのが社会福祉協議会ではなかったかと思います。

ところが、その福祉対策について重要な中核的役割を果たします、その社会福祉協議会におきまして、昨年、不祥事と申しますか、職員の方が同僚の厚生年金保険料ですか、これを一部着服したというふうな事案が発生しました。

私ども議員は、11月30日だったと思いますが、そこで市のほうから、この件に関する説明を受けた記憶があるわけです。12月2日に新聞報道がなされまして、市民の方が多くこのことを知ることになりました。社会福祉協議会に対しての信用、信頼、これが大きく損なわれていったと思います。

市のほうは、私どもよりも早く夏ごろから、通報によりまして、そういう着服事件があ

るというようなことを情報を手に入れられて、そして特別監査を実施され、その監査結果をもとに、社会福祉協議会のほうに改善報告書、この提出を求められたようです。

しかしながら、出されます報告書に不備があり、2度、3度と、その報告書のやりとりがあっていたようです。最終的に11月8日に改善命令書を交付したというふうに聞いております。

年が明けまして、その最終的な改善報告を市として受理されていると思うんですが、それを受理された後、どういうふうな改善策が取り組まれておるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。担当部課長さん、よろしくお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

ご承知のとおり、昨年12月、中間市社会福祉協議会における不祥事が新聞等で報道されたところでございます。

経過といたしましては、昨年7月13日、当時勤務していた職員が不正経理をし、社会保険料の一部を着服をしているという内容の通報が当課のほうにございました。本市では、通報当日に特別監査体制をとりまして、計12回に及ぶ特別監査を実施し、着服の事実を確認したところでございます。

議員ご指摘のとおり、社会福祉協議会に対しまして、平成29年8月に特別監査の結果を交付し、9月に是正報告がなされましたが、この内容の不備により修正を求めました。10月に再提出をされましたが、さらに内容不備ということで、11月に改善命令書を交付するに至ったところでございます。12月には社会福祉協議会から改善報告書が提出をされまして、平成30年1月30日をもって改善報告の確認を終了をいたしました。

議員質問の改善策についてでございます。本年4月1日からは組織体制の見直しを行っていただきまして、事務局長に人事、経理に精通をしました市職員OBが配置をされ、これまで1課2係制であったものを3係制といたしまして、事務局長が直接統括をできる組織体制に改めまして、自浄努力を行っていただいているところでございます。

また、社会福祉協議会に対しまして、継続して特別監査を実施し、会計処理等の確認を行いながら、適宜、助言指導を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ありがとうございます。今のお答えの中で、人的な刷新、あるいは組織体制の改善、こういったことが図られて、現在社協の運営がなされておると、そういうふうに理解してよろしゅうございますですね。

先ほどもちょっと触れましたが、この着服事件の新聞報道によりまして、そうした市民

の信頼を失墜する中、社協の元職員と言われる方から連絡がありまして、市が委託しております事業、この事業の実施、あるいはその事業の内容につきまして、非常に市として考えるべき点、我々議員も知ってもらいたいというふうな内容があるということでお話を伺いました。

そうした中で、市は数多くの福祉事業を社協に委託されておると思うんですが、その委託事業の件数、本数といいますか、それと委託費、年間でどのくらいになるものなのか。そして、その委託事業の実績評価をどういうふうに把握されておるのかお伺いしたいと思います。あわせまして、市民の信頼回復に向けた社協への指導支援、これをどのように今後考えてあるのかということで、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

中間市社会福祉協議会に対します委託事業につきましては、介護保険課、こども未来課、福祉支援課など複数の課が関係をしております。

平成28年度決算におきまして、16の事業、1億4,200万円の委託契約を締結しております。

内容把握・評価につきましては、総括的に同法人から提出をされる事業実績報告書で行っております。

また、個々の課題につきましては、必要に応じまして現場に赴き、内容把握を行いながら、適宜事業内容の検討、見直しを行っておるところでございます。今後も課題に対する迅速で丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ありがとうございます。28年度で16件、1億4,200万と、こういう数字が出てきております。非常に市としても大きな予算の出費の部分だと思うわけですが、その1億4,000万の効果が本当にあるのか。あるのかというのはおかしいんですが、それに見合う実績が積み上げられておるのかということは、私どもも十分に見ていく必要があらうかと思います。

その元職員さんの言われる、ほんの一部になるんですが、ちょっと触れさせてもらいたいと思うんですが、この方は、職場で上司からパワーハラスメント、俗に言うパワハラを受け、精神疾患である鬱病を発症したと。そのことによりまして、労働基準監督署のほうに労災認定の申請をしたと。

同じ職場内で、ほかにも鬱病を発症したり、体調不良を訴えて退職していった職員さんがかなりの数いると。職員が、そこに職員としての意欲といいますか、社協の一職員とし

て、自分たちの働きがい、生きがい、そういったものがだんだんと損なわれて、やがて病気になる、退社していくと、そういう姿がありますよということを強く言われたんです。

先ほど言いましたように、1億4,000万、16件の事業を委託している先が、そういうふうには内部が不安定な状態にありますと、本当に1億4,000万の実績が上げられておるかというところが懸念されていくところであります。

先ほどお答えがありましたように、そういったことを踏まえながらと思うんですが、本年4月より新しい体制で再出発されておると。社協の自浄力、これによって今からまた社協のほうで信頼回復に努められるというお話をお聞きしましたので、ちょっと安心しておるところでございます。

これで福祉の関係はとめたいんですが、とめる前に市長さんにお尋ねしたいことがあるんですけども、福田市長が市民の前に出られていろいろと話をされる中、私どももまたまた同席するところがあったんですが、そういった際に一つ言われていたのが、市民の方や、そこに集まっておられる方に、笑顔が足りないよと。もっと笑顔をと。僕は、この中間市のまちが明るい、そして笑顔のあふれるまちにしたいと、こういうふうなことを話されたのがまだ耳に残っております。

市民といいましても、子どもから高齢者までさまざまあるわけですが、福祉という観点から見ますと、高齢者がすぐ前面に出てきます。ところが、子どもも福祉の対象者です。そうした子どもから大人までが本当に笑顔にあふれんばかりのまちでありたい、そういうかじ取りをしていただきたいとは思いますが、その笑顔の暮らしなり、生活できる環境、これを整えていくためには、福祉政策のさらなる充実、これが求められてまいります。そのことに対して、市長の思いを少し語っていただければありがたいんですが、お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

小林議員、風邪の中、ありがとうございます。

議員のご指摘のとおり、少子高齢化・地域コミュニティーの軟弱化を初めとする、多様な問題がこの中間市には本当に顕在化しております。

これらに対応するため、本市では第2期地域福祉計画を策定し、取り組みを進めております。

今後とも、まだまだ皆さんの耳と心に残るように、笑顔あふれるまちづくりに邁進していくつもりでございます。それも私がいつも常日ごろ言っております、全力でいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（２番 小林 信一君）

ありがとうございます。ぜひその中間丸のかじ取りをよろしく願いいたします。

それでは続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、中間市公共施設等総合管理計画、これに基づく質問をさせていただきたいと思います。

平成２９年３月、中間市公共施設等総合管理計画、これがまとめられております。この中身を学習会等で勉強していきましました結果、この中で、本市が現有しております公共施設、これが今後、大量に更新期を迎えるということが前面に出されておるわけです。

現有の公共施設を今後４０年間、大規模改修や建てかえ等で維持していくと、６９８億円、年平均に直しますと１７．５億円ですね。それから、道路、橋梁、公園等の一般会計のインフラ整備費用、これが１７２億円、これらを合わせますと、更新費用は８７０億円が必要となります。年平均２１．８億円ということになりますが、現在の中間市の予算規模が続いたとして、年平均１０．３億円、１０億３，０００万円の不足、これが生じてくると、こういう試算がなされております。

こういったものを見ていきますと、中間市がこの６９８億円をそのまま負担しながら維持管理をしていくとは到底思えませんし、不可能であろうかと思えます。その背景には、当然収入となります予算の関係、これがございます。予算も年々目減り傾向にありますので、今よりふえることはまず期待できないと思えます。

そして、社会状況としましては、人口減少や少子化、高齢化、こういったものが進むと。さらに、高齢者医療や介護等の問題、福祉のほうにますます大きな費用が必要となってくるわけです。

そうした中で、どう改善していくかというのが課題となってくるわけですが、この公共施設の床面積、これを全体で見えていきますと、社会教育系施設が全体の３．９％、それから学校教育系施設が４１％を占めると。両者で４４．９％、約４５％ですね。さらに繰り上げて言いますと、半数近くが教育関係の施設で占められておるという実情にあるようです。

そのため、教育委員会の今後のこの公共施設の維持管理の対策、対応が急がれると思います。教育委員会としてはどのようにお考えであるかお尋ねをしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

まず、社会教育施設のほうからご説明差し上げます。

中間市社会教育施設等あり方検討委員会を昨年１２月１日に設置しております。同検討委員会は、その設置要綱に基づき、学識経験者、市民団体等の代表者等１４名の委員で構

成されております。

この委員会の開催回数といたしましては、全8回を予定しておりまして、現在、2回目を終えたところでございます。

同検討委員会の目的といたしましては、中間市公共施設等総合管理計画に基づき、社会教育施設を縮減することと考えております。

また、まとめの時期といたしましては、本年12月をめどに当検討委員会としての意見の集約を行う予定にしております。

個別計画の策定につきましては、中間市社会教育施設等あり方検討委員会の意見を参考といたしまして、今後、計画的な建てかえや用途廃止を含めました個別計画の策定に取り組む予定にしているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ありがとうございます。社会教育系の施設に関しましては、既にそういった検討委員会が立ち上げられて、協議会といいますか、会議のほうも既に何回か持たれておるということで、着実に歩みを進めてあるというふうに受けとめます。12月ぐらいまでには検討委員会の意見を集約して、個別計画の作成に移っていくということでございますので、大変な作業が伴われると思いますけれども、迅速な作業をお願いしておきたいと思います。

では続きまして、学校教育関係につきましてはいかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

学校関係につきまして、小中学校の統合及び小中一貫校の実施についてでございますが、これら学校規模の適正化に係る課題に対応するため、本年4月1日付の機構改革により、所管課として教育施設課を新設しているところでございます。

また、今年度、学校施設の長寿命化計画を策定することとしておりますが、校舎の多くが築40年を迎え、一斉に更新時期を迎えつつある中、小中学校それぞれの施設構造や設備の老朽化状況について実態調査を行い、維持・更新コストなどを算定することにより、施設寿命を延ばし、機能を高める長寿命化改修が可能か、あるいは構造的全面建てかえが必要かなど、学校ごとに現状を整理いたします。

長寿命化計画で得られたデータを分析・検証して、本市の少子化に伴う将来的な児童生徒数の推移、最大の教育効果を発揮できる環境づくり等を踏まえて、今後、学校施設の整備方針案に反映させるとともに、学校統合や小中一貫校の設置などについて実施に向けた検討を行ってまいります。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（２番 小林 信一君）

今お話をお聞きしますと、学校教育系の取り扱いも進められておるというふうに受けとめられるんですが、社会教育のほうでは検討委員会というふうな、あり方検討委員会ですかね、そういうふうな名称の組織で動いているようですが、教育委員会系のほうでは、そういう名称の検討会等は設置の予定はございますか、どうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育施設課長。

○教育施設課長（村上 智裕君）

本年度は、先ほどお答えしましたように、長寿命化計画を策定するというような形になっております。その分析結果をもとに、あり方検討会というような形で開催というようなことを予定しております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（２番 小林 信一君）

ありがとうございます。ぜひ早目にそういう作業を進めていただきたいなという思いです。

先ほど教育長がお答えされました中に、小学校、中学校の統合、私はすぐ統廃合という言葉を使うんですが、教育委員会のほうでは統合という形で今後考えていくというふうな話もお聞きしております。

そういった小学校、中学校の統合、あるいは小中一貫校、こういった設置に向けた検討を進めていきますというふうなお話だったんですが、この検討という言葉の解釈を、小中一貫校、それから小学校、中学校の統合を実施するための検討というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（２番 小林 信一君）

ありがとうございます。今後、そういうふうな方向で進んでいくということで、次のお尋ねのほうに移らせていただきます。

この総合管理計画の中に、将来の児童生徒数、現在の整備位置及び国の公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引、これを踏まえて、統合あるいは小中一貫の設立、この

建てかえ時期の規模等について検討するというふうな文言が入っております。

この公立小学校の適正規模・適正配置に関する手引、この内容が、恐らく文科省が出されておると思うんですが、どういうものか、骨子になるところを少しお答えいただければありがたいんですが。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育施設課長。

○教育施設課長（村上 智裕君）

文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引につきましては、少子化に対応した活力ある学校づくりのため、学校規模や適正配置につきましては、小中学校とも学級数で言えば12学級以上18学級以下、通学距離につきましては、小学校はおおむね4キロ以内、中学校はおおむね6キロ以内といった基準が示されております。

また、学校統合に関する諸課題の分析、考え方が示されておるものです。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

今お答えの中に、学校の規模としては12から18学級と、あるいは小学校の場合ですと通学距離が4キロ、中学校は6キロと、こういうふうな数字的なものが出されておろうかと思いますが、こういった内容も、それぞれの自治体なり、学校のこれまで設置されてきた経緯によりまして、こういったところも、このとおりとはいかない部分が出てくるだろうと思います。そういったものをベースに、今後、中間市でも統合、あるいは小中一貫を考える素材として、僕らも見ていきますし、委員会のほうとしても考えていただきたいと思います。

ただいま申し上げました、いろんな地理的条件、あるいは今後の少子化、あるいは人口減少、児童生徒数の今後の推移、財政上の問題等こういったものを、さまざまなものを勘案しながら取り組んでいかれると思うんですが、私どもがこの中間市の地理的条件で勝手に頭の中で解釈しますと、よく中間市は4キロ四方というふうな言葉が使われます。

こういった非常に小さな、コンパクトなまちですから、極端な言い方をしますと、市内設置場所によっては、1小1中で事が足りるんじゃないかと、そんな冗談も飛び交うくらいのことがありますが、そういったものは、そこのいろんな地理的条件、そんなのを勘案しながらお考えいただくということで。

そうした取り組みをこの中間市の近辺で、いろいろともう実施されているところがあるわけですね。特に宮若、鞍手、こちらのほうに行きますと、かなり小学校なり、中学校の統合、それから小中一貫校、こういった取り組みがなされています。北九州市でも、かなりの学校が統合されているというふうな話も聞いております。

今後、作業を進める上で、近隣の市や町、そういったところに足を運ばれて情報収集を図ったり、委員会としての視察なり、勉強会でいろんなことを情報収集していただくと、そういうことをお願いしたいんですが、そういった近隣市町への訪問とか、視察等は考えられておるのか、おらないのかお伺いしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育施設課長。

○教育施設課長（村上 智裕君）

ただいまご紹介いただいたように、学校の統合や施設一体型の小中一貫校の取り組みにつきましては、近隣の市や町でも進んでいるところがございますので、それら先進的な学校の視察を行い、大いに参考にしながら、本市の適正な規模ということ、そういう適正化に努めたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

ぜひあちこち見ていただいて、今後の統廃合なり、小中一貫の歩みを進めてください。ぜひお願いします。

最後になりますけれども、私ごとを含めまして意見を述べさせていただきたいと思います。

私は、平成10年、11年、中間市内の中間北中学校に勤務をいたしました。その際、北校区の1小学校、1中学校、この特色を生かしてということで、小学校と中学校の先生方が連携をとりまして、小学校で6年、中学校で3年教育をするという、こういう意識、観念を取っ払おうと。小学校6年からそのまま中学校3年も含めて、9年で子どもを育てていきたいと思います。そういうふうな思い、発想をベースにしながら、9年間を通じた子育て、これを取り組むということで、ほくほく夢ネット、こういったものが取組みられ、実践をされてきました。

この11年だったと思うんですけれども、この取り組みを県内でも研究発表ということで公開し、他の町、他の学校の参考になるような内容を提供させていただいたと思っております。

このほくほく夢ネットの取り組み、これは、私どもが議員として他の県に視察に出向いてまいりましたときに、統合型の一貫校と分離型の一貫校があるというふうな勉強もさせていただきました。この平成10年、11年に取り組んだこの中身というのは、学校は一つではありませんから、分離型の小中一貫校のモデルと言えるのではないかと考えています。恐らくこういったものが各県から寄せられて、国の小中一貫校の取り組み、そういったものの一つの材料に使われておったんじゃないかというふうな気がしてなりません。

そういった点から見ますと、この市内では、既にそういう分離型一貫校のモデルがある

ということだと、統合型の一貫校を設立するということは、ある意味進めやすい課題ではないかなというふうな気がします。

まずは、北小、北校区、ここのそういった特色を生かす中で、小中一貫校を手始めに取り組んでいただきたい。そういう個人的な思い、意見を述べさせていただきまして、きょうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。発言通告に従いまして質問をいたします。

中間市職員の不祥事事件であります。

一番記憶に残る大きなものは、平成25年に発覚をした生活保護費の不正受給事件でした。これにより、2名の職員が懲戒免職となり、1人の職員は結果的に自主退職ということになりました。また、監督責任を受けて、5名の職員と当時の市長、副市長が給与及び一時金の減額となっています。中間市議会も、このことの責任ということから解散、そして市議選という流れも起きました。

この問題が起きてから直後の私の一般質問では、それだけではなく、それまでの2年間で4件の新聞沙汰の不祥事が起きていることを当局が答弁をしています。

さて、それに続いて、平成26年には市財政のパソコンの窃盗事件が起こり、40歳職員が免職、5名の職員が監督責任を問われ処分されています。大体が40歳代に集中しているところに、この不祥事の特徴があります。

それから、この約3年間、市としては何もなしできたわけですが、正直、事件が起こるたびにまたかという気持ちに襲われ、嫌な雰囲気は市役所全体にも蔓延いたします。ただし、先ほどの小林議員の質問にもありましたが、市の関連でも、社協なんかでもこうした問題が起こっている。中間市全体がまるで不祥事だらけの市であるかのような、そんな状況がかいま見えます。

そして、それに対する市民の皆さんからの感想ですが、市職員はどうなっているのかという疑問や市に対する不信の思いがさまざま語られます。もういいかげんにしてほしいというのが率直な気持ちですが、ことしになって、また2件、新聞沙汰の処分事件が起きました。

一つは、行政実務の職務怠慢による処分、そしてもう一つは、飲酒運転による処分であります。市民の皆さんが厳しい目で職員を見つめる中、反省して信頼を回復するために努力をしなければならない最中の事件だけに、正直言って激しい憤りを感じます。

中間市のこのような連続する不祥事は、全国的に見てどうなのでしょう。余りにも多過ぎるのではないのでしょうか。そして、これは異常と言える事態ではないのでしょうか。

当局はこのことをどのように思っていらっしゃるのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

総務省が公表しております資料によりますと、平成28年から過去5年間の地方自治体における懲戒処分者数は2万2,371人となっており、全国で自治体の数は1,718でございますので、平均すると1自治体当たり1年間の平均懲戒処分者数は2.6人となっております。

一方、本市での平成25年からの懲戒処分者数は19人で、1人平均3.1人となっており、統計的な数字からは、本市の不祥事は全国平均よりも高くなっているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

これらの事件発生後の市としての反省と、その対応についてお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

平成25年度の生活保護不正受給事件の後、外部有識者からなる中間市コンプライアンス委員会を設置し、再発防止策に係る答申を受けまして、平成26年に中間市コンプライアンス推進指針を策定し、中間市コンプライアンス条例の制定、公益通報制度、コンプライアンス研修の実施、内部統制に係るリスク管理などを実施し、公務員倫理の徹底に努めてまいりましたが、ことしに入り2件の不祥事が発生するなど、結果として、この取り組みが不十分であったと深く反省しているところでございます。

今後は、市民の皆様の信頼回復に向け、コンプライアンスの取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

以前はコンプライアンス推進係というのが係名としてありましたけど、今は機構改革以前にこれもうなくなっているという話ですけども、そういうことで取り組みが弱まったりしたということはないんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

コンプライアンス推進係は、生活保護不正受給事件を受けまして、平成26年4月に設置いたしました。コンプライアンス推進係は、コンプライアンス委員会の答申を受け、再発防止策に取り組む中、コンプライアンス推進指針の策定や不祥事防止のための制度設計を終え、平成29年度に総務課人事給与係に統合いたしました。同係にコンプライアンス担当者を1名増員いたしまして、引き続き職員研修の強化に向けて、係全体で連携し、取り組んでいるところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

係全体で、変わってないということだと思うんですけど、これだけの反省と新たな対応をしながら不祥事が何度も繰り返されるということは、これらの問題のどこに原因があるのかについて、それと、どう対応してきたのか、そのこと自身が再度問われるのではないかというふうに思います。

一つが、職員の採用の仕方の問題です。大体40歳代の職員に集中しているということがありますので、当時、20年近く前の採用にも問題があったのではないかというふうに思います。

人事委員会を持つ自治体では、採用の条件や選考について、かなり厳しい定めが地方自治法にはうたっています。規則等の整備も義務づけられていますけども、中間市のような人事委員会がなく、公平委員会の設置の場合というのは、職員採用に当たって任用規則等は別に定めなくてもよいのでしょうか、その辺伺います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

人事委員会の設置は、地方公務員法第7条の規定により、県や人口50万以上の政令指定都市では必置とされております。したがって、本市には人事委員会は置いておりません。しかしながら、これは地方公共団体の規模の違いに基づくものであり、任用を通じて人事行政の公正を確保し、また能力主義を実現するという目的は、人事委員会を置いていても置いていなくても全く同じでございます。

人事委員会を置いていなくても、任用に当たっては、みずから厳正な適用に心がける必要がございます。そのため、職員の採用に当たっては、国や労働基準監督署からの通達を参考とし、地方公務員法の規定にのっとり、公平で公正な職員採用を行っております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

規則等をつくっていないけれども、それに即した公正な採用をやっているということだと思うんですね。例えば退職者数と採用者数の差とか、合格者数を超えて、補欠合格者まで採用しているというのが市民の方からも指摘をされていますけども、このことは人事委員会のない中間市のような場合には、そのこと自体は問題がないのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

現在の職員採用においては、退職者数を新規採用者数とし、事前に採用者数を公表しております。補欠合格者が繰り上げ採用されておりますが、これは、採用決定後に職員の中途退職や合格者からの辞退があった場合のみであります。補欠合格者も公平委員会に提出する採用候補者名簿に登載し採用しておりますので、問題はございません。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

その辺、市民の方からは疑義で見られている問題でもありますので、しっかりしてほしいと思います。

それと、よくちまたでは、職員採用に当たって縁故採用や有力者からの口きき、そういうことがあった。いるか、いたかはわかりませんが、よくささやかれています。もしこれが事実だとしたら、職員の質の問題にもかかわる重大な問題であります。公務員労働者としての全体の奉仕者としての立場がおかしなことにもなりかねません。そのようなこと、中間市では過去にあったのか、今でもあるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

職員採用の試験問題は、市役所で独自につくるものではなく、業者に依頼し、採点まで行っていただいております。また、受験者本人が希望すれば、順位、点数等の情報開示も行っておりますので、不正なことは行うことはできません。厳正な職員採用を行っておるところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

かねてから、職員採用に当たっての不正が中間市以外では、日本各地で行われています。最近では、山梨市の元市長だったと思いますけれども、逮捕されたと思います。

中間市ではそのような事態が起こらないようにしてほしいと思うんですが、市の職員の質の確保とその向上ということは、市民にとっても、市行政の運営上重要な要素だと、私

は思っています。

また、そのことから貴重な市民の税金等の財源で賄われる人事ですから、その採用に当たっては、厳しさと公平性がやっぱり求められると思います。そのような中での人選ですが、実際に、これ採用する場合の最終決定は誰がするのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

最終決定者は市長でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

中間市のように、これだけ職員の不祥事が続く自治体としては、今後の問題として、もう少し採用に当たっての透明性というのが求められるのではないかと思います。

プライバシーの問題も、確かに絡んでまいりますので、そこには厳しさが要すると思いますが、仮に第三者的な外部者のチェック機能とかいうのは、導入することはできないのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

これまでのお答えしたとおり、本市の職員採用は厳選に行われております。

しかしながら、議員のご指導、ご意見も参考とし、さまざまな採用試験の実施方法についても、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

ぜひ、お願いしたいと思います。

今の職員、また何年か後に、何年採用ぐらいがまた何かやらかしたとかいうようなことにならないようにお願いしたいと思います。

それと職員の職務怠慢の問題が、今度は処分の対象になっていますけど、日常の業務遂行の中で、上司からの点検という意味では、それがなされているのかどうか、非常に疑問があります。仮に当該職員の能力に問題があったとしても、それと同時に管理責任の曖昧さも一緒にあるのではないのでしょうか。

これについては、今後、今回の事件を受けて改善する計画というものはあるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

日ごろから職員の勤務態度や言動、身だしなみに変化がないかなど、職員から出されるサインを見逃すことのないよう、管理監督者を中心とした研修の実施や職場内のコミュニケーションを図ることで、風通しのよい職場環境を構築し、不祥事の未然防止につなげてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

不祥事といっても、いろんなパターンがあると思います。個人の私腹を肥やすための違法行為、パソコンの窃盗だとか、生活保護費の不正受給なんていうのは、まさにこれに当たると思います。

しかし、飲酒運転や、今回のような職務怠慢というのは、職員個人の能力や資質によるところも大きいと思います。こうした問題については、適材配置と研修の強化しかないというふうに私は思いますけども、その点はどうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

議員のおっしゃられるとおり、職員個人の能力や資質の改善には、適材配置と研修の強化は有効であると考えております。また、同時に職員一人一人が倫理観を高め、公平、公正な職務の執行に努めることが、不祥事の防止につながると思います。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

公務労働にはある程度の専門性が求められると思います。その専門性を生かすのにある程度の在職期間が必要だと思いますが、これが余り長いと弊害も生まれるというのが現実であります。

以前の一般質問で、採用からの10年間は3から5年、そして全体としては5年の期間をめどに人事異動を考えるという答えがありました。私はそうした基本の考え方と同時に、その職員の公務労働期間全体を通しての適材適所という考え方の中での専門性の構築というの、考えるべきだというふうに思います。

要は、職員自身がやりがいのある、あるいはその能力が発揮できる条件を極力、そうした人事異動等で準備してやるのが、必要ではないかというふうに思います。その点での降格希望制度や、職員自身からの要望等もアンケート等も含めて把握に努めて、これを採用しているというふうに聞いていますけれども、その辺の効果はどんなふうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

希望降任制度は、職員が抱える問題等の個人的理由により職責を果たすことができない場合や、その職責に心身的な苦痛を感じている場合に職員本人の希望に基づいて、現在の役職から下位の職責へ降任を行うもので、本人の内的、外的なストレスからくる心身の故障を未然に防止する効果があり、平成21年度から行っております。

また、人事異動申告制度は平成16年度から隔年で実施いたしておりますが、希望するセクションに配属されることで、やりがいや職員のモチベーションの維持という観点からも効果的に機能しております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

中間市の場合、中間市だけではないんですが、公務員の精神疾患が非常に多いというふうに聞いていますので、そうしたところはなるべく精神的な負担がかからないような配慮を、人事のほうでも考えほしいと思います。

そうしたことと同時に、公務員労働者とは何か、何が一番大切かの理念をよく理解してもらうことが、こうした不祥事の防止、そしてそれを超えてのやりがいのある職務遂行のための必要条件ではないかと、私は思います。

そうした観点から、現状の職場の状況を見ますと、幾つかの問題点が見えてまいります。一つは、同じ職場内の正規職員と非正規職員の問題です。お聞きしますけれども、中間市の非正規職員の率は全体の何%でしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

直近の数字といたしましては、本年4月1日現在で36.14%となっております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

2017年度の法改正で、会計年度任用職員の仕組みというのがつくられました。

法の執行は2020年からだと聞いていますけれども、このことは間違いがありませんか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

そのとおり、2020年で間違いございません。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

この会計年度任用職員の制度が動き始めますと、当局が相当の期間、任用される職員をつけるべきでない業務というように判断しますと、それまで正規職員が行っていた業務であっても、非正規で従事できるようになります。

若干の手当をつけるようですけれども、地方公務員法では、正規職員配置を前提としているのに、この動きは全く逆の動きです。

また、労働契約法でうたわれている非正規雇用で５年を超えた場合には、無期雇用に転換を求める権利も、公務員ということではこの権利がありません。

正規の公務員だから不必要だとされている制度が、非正規であっても同じ公務員として適用がされるわけであります。これでは何年働いても非正規のままですし、１年任期で、再度任用が可能なため、自治体の都合によっては、突然の雇いどめということもあり得ます。また、同じ会計年度職員でもフルタイムとパートタイムでは、手当等にも差が設けられています。

このような待遇の差こそが、同じ職場での人間関係にも、士気にも大きく悪影響を及ぼすと思います。

非正規の構成比率では、県下市の平均が２０１６年４月で２９％ですけれども、中間市は、先ほどの答弁にありましたけど、３６．１４％、かなり高い率にあります。県下では、市としては宮若市、お隣、付近では９％というまちもありますし、町村率ではゼロ％という町が二つもあります。近隣の遠賀町では３％。

職員の業務の継続性と発展あるいは職場の士気や連帯感を高めるためにも、こうした非正規という制度のあり方自身が、非常に、私は職場に問題を起こしていると思います。

こうしたことは、私は見直すべきだと、地方公務員法の問題にのっとなって見直すべきだと思いますけれども、その辺、市長はいかがでしょう。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

現在の非正規職員は確定申告、選挙事務等の特定業務、事務補助、専門職等で任用しております。正規職員の業務を非正規職員で対応することは、現在考えておりません。今後は、会計年度任用職員制度が実施される２０２０年度に向けて、よりよい制度となるように、国、県、また他の市の状況を見ながら、制度の構築を図ってまいります。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

中間市は以前から差別のないまちということで、いろいろ宣伝もしてきたんですけども、現在の社会における最大の差別だと、私は思うんです。同じような仕事をしていても、片一方ではそれなりの対応はされるけれども、一方では昇給も退職金もなかったような、休みにとっても差がありますし、いろんな意味で差があります。

私も公務員労働者として、働いていたときに、同じ職場に正規と非正規の方がおられて、非正規の方は、やっぱり正規の人たちの待遇にうらやましさもありますし、仕事内容でも、自分たちはこんだけ頑張っているのに、何で私たちはこんなに低いのかという、そういう意識もあります。ですから、ここは是正していくべきだと、私は思います。

もう一つの問題が、正規職員の人事評価の問題です。これにつきましては、以前から一般質問でも、前市長とはやりとりをしてきましたけれども、事態は今一部管理職から全職員の適用となって、またペナルティーのほうも一時金の差という形まで今広がっています。

このペナルティー、今、管理職にとどまっていると思いますが、これは今後広げていく予定なんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

これ一方的にペナルティーだけの問題じゃなくて、それによって評価される職員もおります。それで、これにつきましては、地方公務員法の改正が既になされ、人事評価制度は管理職職員のみならず、全職員を対象に行うよう義務づけられたことから、今後は一般職員へも順次拡大してまいります。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

確かにペナルティーというのは、逆に褒美もあるんで、ペナルティーが生きるわけです。その辺議論しても仕方がないんですけども、そういう対応すること自体が私は非常に問題だと思います。実際に自分が、悪い評価を受けて、期末勤勉のほうですか、下がるわけですから、本当やる気なくすんじゃないかと思うんです。そういうのは、国がそういうことさせたがっていますが、非常に問題だと思います。

これ、日本以外の話なんですけれども、こうした人事評価はイギリスから始まったわけです。ニュー・パブリック・マネジメントですか、NPMですか、こうした個人対個人の競争上での評価の使用は、今イギリスではなされていません。

かえって足の引っ張り合いで、行政が落ちるということに気づいたから、やってないわけですけど。むしろ、外国では個人のスキルアップのための手法として使われているのが、こうした人事評価の問題です。

評価内容も業績のアップとか、成果とかいう、民間がよく取り入れるんですけど、そう

ということではなく、個々の専門知識とか、文書や口頭での交渉、討論能力、他の人を教育する能力、学問や芸術への活動の有無、こうしたことが評価の対象になるそうであります。

この中でも、教育力のアップというのが非常に重要だと思います。全体の奉仕者としての立場から、職員全体の能力アップのために、率先して学ぶ力をつけようとする職員の存在、これが今の中間市には、特に必要だと私思います。

職員同士の市民奉仕の立場から、専門職としての学び合う姿勢、そうしたことによって、もっと力を入れるならば、こうした個人の欲得レベルでの犯罪事件や内向きの姿勢での業務遂行という問題は解決できるのではないかと思います。

市長も就任の余り時間もなくて、公務労働については考え方等も余りなかったのではないかと思いますけれども、職員全員が市民全体の奉仕者として仕事ができるよう、いろんな側面で今後は対応をお願いしたいと思います。

職員が何に一番喜びを感じるか、それは市職員として、市民から喜ばれる仕事をしたときです。上の言いなりで国の政治の悪い面を押しつける仕事ではありません。全国的な調査でも、このことが証明されています。

しかし、この人事評価制度は向けるべき方向が全く逆です。こうした制度を見直すことも含めて職員が生き生きと仕事のできるような市政を目指してほしいと思います。

もう再び今までのような処分者を出さないための、市を挙げての対応が今、私は必要だと思っています。市民、議員、そして職員と日本中の国民の中から避難を浴びるような事件が連続して起こっています。差し当たっては、職員の中から二度とこうした不祥事を出さないこと、そして住みやすいまち、住んでよかったと言えるまち、それが中間であるように、ともに頑張りながら変えていきたいと思っています。そのことを述べまして、一般質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分休憩

.....

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

骨髄バンクドナー支援助成制度についてお伺いをいたします。

骨髄バンクとは、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、造血幹細胞移植を必要としている白血病や再生不良性貧血などの患者さんとドナーをつなぐ機関です。しかし、骨髄移植を成功させるためには、患者さんは自分と同じ白血球の型であるHLA型の人から骨髄液を提供していただかなければなりません。

ちなみに、骨髄は骨の内部に存在するスポンジ状の組織で、その中に多くの造血幹細胞が含まれています。

骨髄移植は、ドナーに全身麻酔をして、注射器で骨髄液を吸引し、採取した骨髄液を患者の静脈へ点滴で注入する治療法です。よく誤解をされるのですが、脊髄に針を刺すことはありません。しかし、この型が一致する確率は、兄弟・姉妹間で4分の1、親子間ではほとんど一致せず、非血縁者間では数百人に1人から数万分の1の確率でしか一致しません。だからこそ、広くドナー登録を呼びかけていくことが必要なのです。

日本骨髄バンクのドナー登録者数は、2018年3月末で73万1,038人、骨髄バンクを介した非血縁者間骨髄移植は、2017年度の移植数は全国で1,241件で、前年度より9件減少いたしました。

ドナー登録数増加のためには、市民への骨髄移植への理解が重要になってきますが、市の取り組みはどのようになっていますでしょうか。担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

本市の取り組みにつきましては、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づきまして、パンフレットの設置及びポスター掲示等によりまして、骨髄バンク事業の普及啓発を実施いたしているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

中間市のドナー登録者数とドナー提供者数の累計は何名になりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

公益財団法人日本骨髄バンクに照会いたしましたところ、市町村ごとの登録者数については公表を行っていないというお答えでございました。同バンクのホームページにおいて公表を行っているものは都道府県単位でございますので、福岡県ということでお答えさせていただきます。福岡県の状況、平成30年4月末現在、累計でドナー登録者数2万4,059人、提供者数1,048人、以上のとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

骨髄バンクは公表をしておりませんが、本市でも、骨髄バンクに登録をし、骨髄提供された市民の方々がいらっしゃいます。

本市職員についてお伺いをいたします。

本市職員のドナー登録件数はどのようになっていますでしょうか。また、本市職員がドナー候補に選ばれた場合の休暇取得や給与の保障制度はどのようになっているのか、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

本市の休暇制度は、骨髄移植のための提供者としての登録及び検査、入院等を行うときに、その都度、必要と認める期間をドナー休暇といたしております。この休暇は特別休暇のため、有給となっております。

なお、現在のところ、ドナー休暇の申請はございません。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

本市では、ドナー候補になった場合の休暇制度、給与保障制度がありますが、県内に本社がある企業でドナー休暇制度を導入している企業はまだ1社です。

ドナー休暇制度とは、ドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度です。勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的・肉体的な負担の軽減になります。全国では、ドナー休暇制度がある企業・団体は341社あります。

骨髄バンクへの登録には、献血センターでの登録が主ですが、本市での骨髄バンクへの登録会の開催はどのようになっていますでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

実施主体の日本赤十字社福岡県赤十字血液センターに照会いたしましたところ、本市の献血会場では、骨髄バンクに対し、推進員派遣を依頼して実施する骨髄バンク登録会は行っていないということでございます。

献血会場で骨髄バンク登録についてのご質問や登録のご希望があった際は、職員が説明をし、登録受け付けを実施しているということでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

骨髄バンクの登録会、本市では行っていないということでしたが、私がお聞きしましたところ、骨髄バンクのドナー登録説明員の方に、本市でのドナー登録受け付け状況をお伺いいたしました。平成28年7月3日、平成28年7月5日、平成26年11月28日、中間市役所にてドナー登録受け付けをし、数名のドナー登録です。平成29年5月14日、なかまハーモニーホールにてドナー登録受け付けをしております。平成26年10月19日、なかまハーモニーホールでドナー受け付けと伺っております。中間市内にて平成23年から平成29年までドナー登録受け付けを実施しているとのことでした。

ドナー支援についてお伺いいたします。

骨髄バンクに患者登録をしている患者の9割以上に、白血球のHLA型が適合したドナー候補者が見つかっていますが、実際に移植を受けられたのは6割弱になっています。原因は、ドナー候補者に提供する意思はあっても、仕事や家庭の事情などから提供までいかない状況になっております。ドナー候補者が実際提供するに当たっては、家庭や職場の理解が必要不可欠です。さまざまな事情から、休むことが経済的な負担になることから、経済的負担をなくし、ドナーへの支援をするのがドナーへの支援助成制度です。

ドナー支援助成制度は、岐阜県美濃加茂市が平成23年度から、白血病治療の骨髄移植ドナーの入院・通院を助成することを目的に、骨髄移植ドナー支援事業を全国に先駆けて導入いたしました。平成30年5月15日時点では、全国のドナー助成制度導入は370市区町村にまで広がっています。

また、宮城県、広島県、香川県では、県内市町村がドナー助成制度を導入した場合、その費用の半分を県が補助する制度がスタートいたしました。既に導入をしている山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、岐阜県、京都府、岡山県、高知県、大分県の12カ所を含め、全国で15都府県になります。福岡県もドナー助成制度を導入した場合、費用の半分を補助するよう、他自治体と連携して導入推進するよう、県に求めていると思います。

福岡県内でのドナー助成制度を導入している市町村はどれくらいありますでしょうか。課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

平成30年5月15日現在、県内では5市2町が独自助成事業を実施している状況でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

福岡県内で提供ドナーへ助成を行っているのは7市町あり、うきは市、大木町、北九州市、古賀市、新宮町、みやま市、柳川市となっております。北九州市では、骨髄や末梢血管細胞の提供者の休養による経済的負担を軽減し、骨髄や末梢血管細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、骨髄や末梢血管細胞の提供を行った方に対して助成を行う事業を平成29年度より開始しております。1日につき2万円、7日で14万円を上限としております。大木町、新宮町、みやま市、柳川市は平成28年度から施行、うきは市、北九州市、古賀市は平成29年度から施行しております。

栃木県大田原市では、ドナーが従事する事業所にも、1日1万円の助成をしています。香川県坂出市では、事業所に、ドナー1人に対し、5万円の助成をしております。ドナーの勤務先への支援制度を設けることも必要と考えます。こういった助成をすることにより、ドナーが提供しやすい環境ができていきます。本市も、経済的負担を軽くする助成制度を早急に導入してください。

非正規雇用や自営業者からは、収入のことや雇用契約を考えると、ドナー登録に踏み切れないという声も聞かれます。子育て中の方や在宅介護などで家をあけられないという方も多くいらっしゃいます。

適合率が9割を超える一方で、移植に至るのは6割未満にとどまっています。阻害要因を少しでも解消し、1人でも多くの患者を救うための助成制度を本市でもお願いします。

部長にお尋ねいたします。

骨髄提供をめぐる現状や全国の自治体の動きをどのように認識していらっしゃいますでしょうか。本市も、北九州市に続き、骨髄、末梢血管細胞を提供したドナーに助成制度を創設すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、この法律は第10条の中で、「国及び地方公共団体は、理解を深めるための必要な施策を講ずる」というふうにしております。

骨髄バンクの登録・提供は、当然のことながら、中間市民の方々からも善意のボランティアとしてご協力をいただいていることは重々承知をしております。

議員ご質問の助成制度につきましては、先ほどお答えしましたように、福岡県内でも、北九州市を含む7市町がドナー支援のための独自助成制度を実施している状況でございます。

一方で、骨髄ドナー登録・提供につきましては、全国的に一律の仕組みとなっているこ

とから、都道府県が助成制度を創設し、市町村事業を補助するという取り組みもごさいます。

福岡県におきましても、ドナー登録推進施策を検討中ということ、回答をいただいておりますので、本市といたしましては、国及び県の施策などを注視しているところでございます。

従来から実施しております広報やホームページといったところでの周知をより一層活用を図りまして、市民の皆様に対し、骨髄移植の重要性を十分理解していただくように努めますとともに、国及び県からの情報に迅速に対応できますように、関係機関との連携・協力を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

骨髄バンクを介して骨髄又は末梢血管細胞提供したドナーのための助成制度を導入した市町村は、2018年5月時点で新たに6市区町ふえ、全国で370市町村になりました。遠賀4町でも、6月議会の一般質問で、骨髄バンク支援助成制度について一般質問します。本市も、北九州市に続き、ドナーが安心して骨髄提供ができる環境を整備してください。

昨年、私の知人が血液のがんになりました。自分に何かできることはないかと考えをめぐらせましたが、具体的にできることはほとんど思い浮かびませんでした。ですが、真っ先に思い出したのは、5年前、骨髄バンクに登録したことでした。知人は、骨髄提供するには至っておりませんが、何かあれば、私がドナーになればと、何度願ったことかわかりません。そして、骨髄バンクの存在をこのときほど心強く思ったことはありませんでした。

骨髄移植というと、患者さん本人だけがクローズアップされますが、患者さんだけでなく、患者の家族、親戚、友人、職場の同僚など、ドナーの勇気ある行動が周囲の多くの人々を笑顔にします。ドナーの存在に励まされて、患者とその家族は足を前に踏み出すことができるのです。

骨髄バンク事業は、全国の患者やドナーを対象に行われます。都道府県を始め、全国の自治体では、提供ドナーに対する支援制度が広がっております。市民の健康や命を守っていくことが自治体の使命です。救える命を行政が支援し、生きるチャンスを広げていくフォローをしていくことが必要なのではないのでしょうか。

日本では、非血縁者間の骨髄移植や末梢血管細胞移植を必要としている患者さんは毎年2,000人を数えます。1人でも多くの患者さんが命をつなげられるよう、市にはその後押しをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。通告書に従い、質問いたします。

ことしの４月１１日に発生をしました耶馬溪での土砂崩落事故で、雨も降らない中、６名の方のとうとい命が失われました。この報道を受け、当市長はどのように受けとめられましたか。お聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

全くもって、ただいまの気持ちを述べさせていただきますと、本当、ことし４月１１日に発生いたしました大分県中津市耶馬溪町の土砂崩落事故で犠牲になられました方のご冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

私といたしましても、市民の安全・安心を守る必要があると考えますことから、市民と行政が一体となり、災害対策を行ってまいりたいと、まずは考えております。

○議長（下川 俊秀君）

はい、どうぞ、柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

中間市のハザードマップにあります災害危険地域の調査についてお伺いいたします。総務部長、お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

土砂災害により被害を受けるおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づき、福岡県が調査を行い、本市では、平成２７年３月に土砂災害警戒区域について８１カ所、土砂災害特別警戒区域について７４カ所の指定を受けました。

本市の対策といたしましては、この調査結果を受けまして、平成２７年４月に中間市土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布しているところでございます。

市民の皆様には、土砂災害から身を守るため、日ごろから周辺の危険箇所や発災時の避難所及び避難経路を把握し、しっかりと準備していただきたいと思います。

また、土砂災害には予兆現象がありますので、崖から小石が落ちてきている、水が湧き出ているなどの異変に気づきましたら、市までご連絡いただくとともに、早急に避難をしていただきたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

事故直前まで降雨や地震がなかったことから、地すべりが発生した理由についてさまざまな憶測がなされる中、京大の防災研究チームは、4月15日から16日にかけて周辺を調査実施しました。その結果、地すべりした斜面については、大分県西部の猪牟田カルデラが約100年前に噴火したときの耶馬溪火砕流で形成された溶結凝灰岩という火山岩が風化したものだとは判明をいたしました。一方、下層は、もっと以前の噴火でできた凝灰角れき岩で構成されていまして、この地層は崩れていないが、地すべり面の境界からは、地下から湧き水が出ていたとのことでした。このことから、調査チームは、現場では、以前に引き起こった地すべりによって上部の地層が崩壊し、斜面途中のこぶにひっかかってとどまっていたが、風化が進み、湧き水の影響で突然崩落したと結論づけられました。

当市内で以前に起きた地すべり箇所や湧き水の調査が必要ではないだろうかというふうに思います。見解をお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市では、毎年、出水期前に市内の危険箇所の巡視を行っております。

福岡県では、土砂災害のおそれのある危険箇所のうち、耶馬溪町の土砂崩落事故と同じ地質である溶結凝灰岩が分布している124カ所を対象に緊急点検を実施し、現在、取りまとめ作業中とのことでした。幸いなことに、中間市では、危険箇所のうち、溶結凝灰岩が分布する地区はございませんでした。

今後の市の対応といたしましては、大雨等により土砂災害の危険性が高まった場合などは、職員による危険区域の巡視を行い、早目の避難を呼びかけるなど、早期対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

当市におきましても、皆さんが安全・安心して暮らせる対策・対応を望みたいと思います。

次に、昨年の7月5日に発生しました北部豪雨を体験し、遠賀川の対策について考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

昨年の九州北部豪雨災害を受け、本市における河川氾濫に対する対策といたしましては、氾濫の可能性のある河川ごとに判断基準を設けました避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂するとともに、気象情報などにより災害の発生が予想される場合や災害が発生した

ときには、消防本部職員や市関係部署の職員により、遠賀川や黒川などの水防上重要と認められる箇所の警戒や対応に当たっております。

また、遠賀川の大規模氾濫に備えるため、国土交通省と福岡県流域の21市町村と共同して、遠賀川圏域の減災に係る取り組み方針を策定し、遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会において、防災・減災の充実を図るための取り組みを進めているところでございます。

本市といたしましては、災害発生が予想されるときには、防災行政無線や市の広報車、メールなど、多様な方法で早目の避難を呼びかけ、避難していただくことが何よりも重要だと考えております。

最近の災害対策の考え方といたしましては、災害が発生したときに、被害の拡大を抑止し、最小限にとどめる減災の考え方が主流となっており、自助・共助・公助が一体となって災害に取り組む体制づくりに努めているところでございます。

市内全自治会で自主防災組織を設立していただき、校区や自治会単位での避難訓練も実施していただいております。

また、ご家庭から避難所に向かう際にも、高齢者や障がいのある方など、避難に時間を要する方などがいらっしゃいますが、地域住民の皆様の支援により、早目に避難していただけるよう、避難行動要支援者事業を進めていただいております。

今後も、自助・共助・公助それぞれのバランスをとり、市民の皆様のご協力をいただきながら、災害対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

平成27年5月に水防法が改正をされ、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または、浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域図等を新たに作成をしたと公表されました。

今回、遠賀川河川事務所では、遠賀川の洪水浸水区域を指定・公表したものが、28年5月30日に国が定めたもの——遠賀川水域洪水浸水想定図はありますが、九州北部豪雨以降のものはありません。市として要請していく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

想定し得る最大規模の降雨により、遠賀川とその支川である黒川、笹尾川、西川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深を示した中間市ハザードマップについては、昨年4月に作成し、全戸配布しております。

このハザードマップについては、九州北部豪雨の降雨量を超える24時間降雨量が1,109ミリであった昭和32年の諫早豪雨と同程度の大雨が遠賀川流域で満遍なく降

った場合を想定して作成しているため、新たに想定の見直しを国に対して要請していく必要はないものと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4 番 柴田 芳信君）

福岡県は、先日、災害対策を発表しました。今までのものと比べて、浸水地域は、これは西日本新聞によって、9 倍になるというふうに伝えられました。

これから、現在、梅雨どき、それから、台風シーズンを迎えるに当たり、黒川、曲川、山田川、堀川、西川等に対する河川整備も今後必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

国土交通省では、遠賀川の間堰の改築工事や河道掘削工事、堤防の整備などのハード対策を行っており、ことしの5月1日からは、国が管理する遠賀川及び犬鳴川については、河川の氾濫が高まったときや河川で氾濫が発生したときに、緊急速報メールが市内にいる方の携帯電話に配信されるようになりました。

今後、遠賀川以外の黒川、曲川などにつきましても、国・県に対し、河川整備を行うとともに、水位計や河川監視カメラの設置要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4 番 柴田 芳信君）

いずれにしても、災害に強く、安全・安心な中間市としていかななくてはならないと思います。そういう面では、さまざまな取り組みをする中で、市民の皆さんが安全・安心な中間市としてお互いに知恵と力を出していかななくてはならないというふうに思います。

次に、昨年5月7日に発生をしました小倉北区の中村荘の火災から1年、市内での木造集合住宅に対する防火対策、消火設備の整備状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

林予防課長。

○予防課長（林 誠志君）

小倉北区の中村荘の火災を受けまして、管内に存在する当該建物と同様の防火対象物につきまして、構造及び規模の調査並びに立入検査をいたしました。その結果、管内には、屋内廊下式・木造共同住宅に該当する防火対象物はございませんでしたが、昭和50年より前に建築された共同住宅が2軒確認されました。

なお、これら2軒の防火対象物につきましても、既に消火器及び住宅用火災警報器が設

置されている状況でございます。

また、当該火災の発生から3日後には、生計困難者の住まいに係る情報提供の協力依頼を生活支援課に行っているところでございます。

このように、関係機関との連携による防火対策・安全対策を実施しているところでございますが、消防本部といたしましても、今後とも、引き続き、防火安全対策を行う必要があると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

生活困窮者が犠牲になる悲惨な火災、どうやって防いでいくか。

北九州市は、生活保護決定を迅速化し、担当のケースワーカーが受給者宅で防火点検をするなど、火災予防に本腰を入れ始めたと報道されました。

当市の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

石田生活支援課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

保護決定の迅速化についてでございますが、本福祉事務所におきましては、申請をされた世帯の人員構成、あるいは、所有している資産である預金・現金残高等、困窮状況を迅速に確認・調査を行い、申請された世帯が要保護状態であると判断されれば、速やかに保護の適用をするなど、要否判定までの期間短縮に努めているところでございます。

次に、火災予防に関してでございますが、従前から訪問時に、家の周りに燃えやすい物がないかなどを確認するとともに、高齢者世帯や障がい者世帯を中心に、面接時に、コンロ周りに燃えやすい物がないか、寝たばこをしていないか、電化製品のタコ足配線をしていないか、ストーブの周りに燃えやすい物がないかなどの聞き取りを行って、注意喚起をしているところでございます。

なお、現在は、全ての世帯を対象に、訪問面接時に確認を行うようにしております。

また、火災の予防以外におきましても、防災上何らかの危険性があると思われるような案件につきましては、消防本部を初め、関係機関と協議するなど、情報を共有しているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

質問者は挙手をお願いします。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

先ほど来、中間市におきましても高齢化が進んでいくという状況にあります。安全・安心なまちづくり、人に優しいまちづくりに向け、行政の果たす役割を切望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従って一般質問を行います。

まず、市長公約のニューコンパクトシティについて質問をいたします。

私も、本市議会の中で議員活動をさせていただく中で、にぎわいのあるまちづくり等を考えたときに、コンパクトシティ化という考えが浮かびました。具体的に進めていく中、いろんな方の見識・意見を伺う中で、一定の方向性が定まりました。結論として、本中間市は、スペースが4キロ少の面積しかなく、その中に公共施設が点在している状況にあり、他行政と比べても、十分過ぎるほどコンパクトであること、反対に、問題視するべきは、現在の既存の公共施設の現状、例えば、利用・活用状況や耐震化の有無等を考慮した上で、今後の中間市に必要などうかを熟考した上で早急に判断を下すことがコンパクト化に値するものだという考えに至りました。

そういう考えの中で、過去の本会議の一般質問で複数回数、公共施設マネジメント白書の作成を訴えさせていただきました。残念ながら、白書の作成に至りませんでした。しかし、国からの通達で、一昨年、公共施設等総合管理計画が策定をされました。存分の活用を願うものであります。

福田市政になり、1年がたちました。福田市長の選挙公約の中に、ニューコンパクトシティ構想というものがありました。同じ「コンパクトシティ」という言葉が親近感を感じますが、市長が市民の方々に訴えられた、また、約束されたニューコンパクトシティ構想は、具体的にはどのような内容なのかお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私の選挙公約の一つでありますニューコンパクトシティ、こちらの構想についてでございますが、本市は、北九州都市圏に属しながら、遠賀川を初めとします自然豊かな環境を有しており、川のある風景が中間市を象徴する風景でもあります。この川のある風景を舞台に、市民の皆様が住みやすい、住み続けたいと思えるようなちょうどいい生活都市を目指す、そんなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そのために必要なインフラ整備に向けて、中間らしいコンパクトシティのあり方と実現に向けた取り組みの方向性を示すため、ニューコンパクトシティ構想を作成することとしております。

中心市街地には、病院等の公共施設を中心に、ショッピングセンターなどを配置しまして、にぎわいと暮らしの充実を図りたいと考えております。

中間市の顔でもあります遠賀川周辺の水や自然を生かし、遊びと安らぎに満ちた空間づ

くりや体を動かすことを目的に、さまざまな年代の方々が集える健康寿命の延伸をつくり出す場所等を考えております。

また、工業団地を中心に、先進技術やＩＴなど、時代に即した企業誘致のほか、最新の農業技術にも目を向け、新しい雇用と産業を創出したいと考えております。

既存の住宅地では、交通と住環境の整備を図り、魅力のある新しいタイプの住宅地を形成してまいります。その中には、隣保館跡地等の有効活用や中鶴地区の住環境整備事業、遠賀川を利用したまちづくり事業、川西地区の企業誘致等があるものと考えております。

また、本市の総合計画やマスタープラン、公共施設管理計画をも踏まえ、効率的なまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

答弁を要約すると、何かすばらしいキャッチコピーがあったですね。ちょうどいい生活都市を目指す、なかなか結構なキャッチコピーではないかと思います。

要約すれば、中心市街地にはにぎわいを、そして、遠賀川周辺には安らぎと健康を、川西地区には企業誘致と雇用創出をという、こういう要旨でよろしいでしょうか。失礼な言い方をして申しわけありませんが、従来の取り組みと余りかわりばえしないようにも思いますが、しかし、これしかないなとも思います。より一層の具体的な取り組みを実行されていかれるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

答弁の中で、川西地区の企業誘致の取り組みのお話がありました。現在の取り組みとその状況をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

現在、本市の西部地区におきまして、三つの企業の進出の動きがございます。まず、本年９月、五楽工業団地にあります岩丸コンクリートの敷地内に、広島市に本社を置く生鮮食品加工業の会社が操業を開始する予定でございます。また、同年１０月、北九州青果市場の敷地内に、ホームプラザナフコがオープンする予定となっております。さらに、同年

12月には、虫生津工業団地内において、ペットボトル等の再生資源中間処理及び加工を行う外資系企業が操業を開始する予定であり、3社を合わせ、約170人規模の雇用が期待できると思っております。

このように、現在、本市が直接所有します工業用地がないことから、引き続き、民有地における遊休地の状況を的確に把握するとともに、ITなど、時代に即した広い土地を必要としない企業誘致を行うとともに、新たな工業団地の造成に向け、農地の所有者・耕作者の意向等を十分に踏まえながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

すばらしい取り組みだと思いますし、さらなる取り組みで結果を出していただきたいと期待をしております。

以前から企業誘致の候補地でありました川西地区の西部浄水場の北側の農地、以前は土地の取得が困難だと聞いておりましたけれども、現在はどのような状況なのでしょうか。把握されていますか。

○議長（下川 俊秀君）

北原産業振興課長。

○産業振興課長（北原 鉄也君）

平成22年以降でございますが、その後、農地の所有者の方たちのご意向等は特に確認をしておりません。今年度、できれば、その確認等に手をつけられればと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

私が聞くに、もともとの地権者の方たちも高齢化が進んでいく中、世代交代も進んで、以前の状況から随分と変わったと。高齢化が進んでいるので、もう先々また農家やっていくのもつらいと。以前反対だったところも世代交代をされて、考えが多少変わってきてある背景にありますよということをお聞きしたことがありますので、ぜひとも再度打診をされてはいかがと思いますが、どうですか。

○議長（下川 俊秀君）

北原産業振興課長。

○産業振興課長（北原 鉄也君）

そのように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

よろしく願いいたします。

次に、３０年度予算で６００万円の予算がニューコンパクトシティ化のコンサルへの委託という項目がありました。６００万円予算ついております。具体的な内容と進捗状況をお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

現在の進捗についてお答えいたします。

現在の進捗状況といたしましては、総合計画や都市計画マスタープランなどの都市づくりの方針や各部署で策定された個別計画との関連等の方向性や整合性などの分析、検証を含めまして専門のコンサルに発注するため、仕様書の作成を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、７月中旬に発注を行い、現状把握等の作業に入りたいと考えております。以後、課題の整理や庁内会議を行い、最終的に本年度３月、策定を完了したいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

今、本年度３月に策定完了とありました。本構想、ニューコンパクトシティ構想を策定する、検討するに当たって、物すごく関連するのが公共施設等の総合管理計画、これが関係性が十分あるかと思います。

私、このことにつきまして以前の一般質問で、大枠の策定ができているだけであって、あとは個別、部とか課の個別の策定を３１年度までに完了させて、以降を完全な策定に至りますというふうな答弁を多分去年ぐらいいいただいたと——ことしか、いただいたと思います。

本構想と総合管理計画との先ほど整合性とおっしゃいましたけども、物すごく何か、総合管理計画は３１年度に全てが出そろって初めてテーブルにのっかって最終決定に動き出すのに対して、今回のニューコンパクトシティ構想というものは、今年度末までには策定を終わりますよと、関連性があるものがまだ先なのに、何でこれだけが先に完成するのかなというふうな疑問が必然的に湧いてまいりました。多分聞いてもわからないと思いますんで、次の質問に移りますけども、こういった疑問があるということだけはご理解をいただきたいと思います。

あと、コンサルに発注するために今仕様書を作成中と、４月には発注したいという答弁でしたけども、仕様書はいつぐらいにでき上がるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

発注を7月ぐらいで検討しております。それまでにはつくりたいと思っております。できれば今月中に固めたいと思っております。

以上です。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

できれば、さっき私、疑義を感じたという部分を解消するためにも、その仕様書をでき上がりましたら見させていただきたいんですけども、いかがですか。極秘ですか。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

一応確認できる範囲でお願いできればと思いますけども、今月中に作成できれば一度お伝えしたいというふうに考えています。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

できましたら、関係する常任委員会のメンバーにも配布をお願いできればと思います。

次に、中鶴地区の県営住宅、そして市営住宅の建てかえが今進行中であります。複数年度にわたる事業かと思えます。その中で無駄のない総合的な事業計画を立案した上で実施すべきというふうに思いますが、見解とそして進捗状況をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

中鶴地区の住環境整備につきましては、福岡県と本市が事業主体となり、大規模団地における地域の住居機能を再生することを目的とした地域居住機能再生推進事業を活用し、計画を進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、県営住宅につきましては、今年度は2棟の新築工事が行われております。また、周辺歩道の整備工事も新築工事の進捗にあわせて行われることとなっております。

市営住宅につきましては、市営駐車場跡地に新築する更新住宅1期工事の発注を本年7月に行い、平成31年10月完成を予定しております。中鶴地区の建てかえ計画につきましては、市営住宅では今年度着工の1期工事分を含め、公営住宅と3棟を新築すること

としており、平成34年度に完了する見込みとなっております。

また、市営住宅の集約により発生いたしました余剰地に、定住人口の増加や地域の活性化を図ることを目的とした地域優良賃貸住宅を2棟建設する予定としております。

また、この事業の実施につきましては、PFIの事業所を活用し事業を進めることとしており、現在地域優良賃貸住宅1期事業の発注に向け、事務作業を進めているところでございます。

さらに、この1期計画の検証を踏まえまして、既存住宅の集約が完了いたします平成31年度までに、地域優良賃貸住宅2期事業計画を整備し、余剰地の有効活用を図ってまいります。

また、福岡県との連携につきましても、平成26年12月から立ち上げております地域居住機能再生協議会において、各事業の進捗状況や情報交換等を行いながら、互いの事業の円滑化を図っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

答弁の要旨は、進捗状況として県住が今2棟建てかわっているという段階ですと。市営住宅は今年度着工して、34年までに3棟の新築を目指していると。それ以外にも優良賃貸住宅として同じ34年度までに2棟の整備を進めておりますと、そういう要旨でよろしいですかね。はい。

市営住宅の事業計画というものは、大体の全体像はつかめました。しかし、県営住宅というのは、今2棟建てかえ中というのみで、全体像というか全体が見えないんですけども。県側と平成26年度に連絡し合えるような体制づくりを立ち上げたとありましたけども、そうやった中で県の情報とか、県営住宅の何レーンの割に何棟、どういう形ででき上がりますよというふうなスケジュールと全体像が見えるような青写真等は入手できないもんですか。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

現在建築しております1期工事につきまして、1号棟、2号棟、本年の12月に1棟、来年の3月に1棟完成予定でございまして、それぞれ1月及び4月に入居予定となっております。平成31年6月には3棟の解体工事、10月からはさらに3体の解体工事を行うこととなっております。

そうしまして、平成32年4月から残りの3号棟、4号棟の建築工事に入る予定となっております。平成33年8月に完成を予定しておりまして、9月からの入居予定というふうになっております。

また、県からの総合的な計画ということですがけれども、今現在中鶴県営住宅、全体で約700戸ほどございますので、その分につきましては建設するという回答はあっておりますけれども、あと具体的な棟数ですとか期間については、今のところ情報は入っておりません。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

今は工期的なスケジュールのご説明をいただきましたけれども、市営住宅については、ある程度の配置的なもの、ここに何階建ての建物をこの方向でこの位置にというふうな図面らしきものでの説明がありました。今回もそういったものでの理解をしたいんですが、そういったものはまだ入手できていないということですね。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

そういうことでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

ぜひとも近々に入手できれば入手していただいた上で、そうしないと市営住宅はこういう構想でやっていますよというのがあったとしても、県営住宅の一角だけが真っ白で、建ち上がってみないと何もわからないというのであれば、全体のまちづくり、町の景観なり何なりが見えてきませんので、ぜひとも入手していただきたい、その動きをしていただきたいことを要望いたします。

だから、今回私が何で市長公約のニューコンパクトシティ構想の中に中鶴地区の県営住宅、また市営住宅の建てかえを絡めたのかというと、この県営住宅、市営住宅の建てかえ自体がそのもの、ニューコンパクトシティ構想の中の一部になっているのではないかなと思ったので、質問の中に入れさせていただきました。

このほかにも、市長が答弁された中にもあったように、隣保館跡地の有効活用や世界遺産を絡めたかわまちづくり事業、市立病院の今後の方向性の決定、川西区の企業誘致等々中間市総合計画、そして都市計画マスタープラン、また公共施設等総合管理計画を踏まえた上で、効率的で無駄のないまちづくりを総合的に立案すべきではないかとの思いで質問させていただきました。これは私の要望であり意見であります。

単独での例えば市営住宅の建てかえ工事、これは単体事業でそういった取り組みを見るだけであれば、都市計画課が全力で取り組まれているのは十分に理解もできます。しかし、中間市全体の総合的なまちづくりという観点までには至っていない、これも当然前のこ

とです。そうやった目で見ていないわけですから、目の前にある事業を責任の範囲の中で一生懸命やられてあるというだけのことであります、それで十分なんです。どこかのセクションで、まちづくりの関係の複数の単体事業を把握をしていただいて、効率よく無駄のないまちづくり及び事業展開が必須ではないかと考えております。責任の所在がはっきりとした機構体制づくりを要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、消防各分団の格納庫の状況について質問をいたします。

消防本部はもちろんのこと、各分団の格納庫も市民の生命と財産を守る大事な施設であります。その格納庫の耐震化の状況をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

三船消防長。

○消防長（三船 時彦君）

現在の消防団施設の設置状況は、市内 5 個分団の管轄区域内にそれぞれ分団格納庫が存在しております。昭和 56 年の建築基準法改正以降に建築されました建物については耐震基準に適合しておりますが、それ以前に建築されました建物であります第 2、第 4 及び第 5 分団格納庫については、耐震基準の合否判定を行うには至っておりません。

しかしながら、経年による老朽化は否定できないことから耐震補強には至りませんが、消防の実施計画に基づき平成 27 年度から外壁等の改修工事を行い、昨年度までに第 5、第 2 及び第 4 の 3 個分団の改修工事を終了しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8 番 草場 満彦君）

答弁内容は耐震補強には至っていないけども、外壁等の改修工事は行いましたと。ただ、現実的には耐震診断をもまだされていないということだと思いますが、このことについてどういうふうにお考えですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

中間市公共施設等総合管理計画において、個別に検討する必要があると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8 番 草場 満彦君）

先ほどの外壁工事等の改修工事をしたとありました、3 個のですね。いかほどかかったんでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

平成27年度に実施しました5分団格納庫に240万8,400円、平成28年度実施の2分団格納庫に241万9,200円、平成29年度の4分団格納庫に273万2,400円をかけて改修しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

これすいません、機構的に下が格納庫で上が居住スペース等になってますけども、これ両方工事されたんですか、それともどっちかですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

基本的には下の格納庫分団の改修のみですが、ちょうど上の天井部分ですね、そこら辺は兼ね合いもありますので、両方一緒にしたところもあります。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

改修工事はしましたと、ただ先ほども言いましたように、市民の生命と財産にかかわる施設ですから、なるべく早めに対応を早急にされた方がいいんじゃないかなというふうにも思います。ただ、今おっしゃった公共施設等の総合管理計画が31年度までに提出ということだったんで、それにのっとって進行中ということですね。はい。

あと、耐震診断。耐震があるかないかの判断で、今本市でもやっております耐震診断、これは民家の戸建ての建物に限られたことかとは思いますが、ただ2階部分は市民の方住まわれてあるんで、それに該当する可能性もありますんで、一度はこれが利用できるかできないかだけでも確認をされた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

次に、格納庫2階の居住スペースについて質問いたします。入居状況と入居条件、これをお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

格納庫2階の居住スペースにつきましては、家族が同居する管轄分団の消防団員であることを条件に消防関係情報の通報、伝達等に当たるほか、格納庫の善良な維持管理に努め、円滑な消防活動の遂行に寄与することを目的といたしまして、第2分団格納庫以外の4個分団で入居いただいております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

入居の条件の中に、堅苦しい何か情報の通報とか伝達とか、円滑な消防活動の遂行に寄与するとか、もう少し具体的にわかりやすく説明していただけますか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

火災に限らず、地震等の災害が発生したときのいち早いサイレンの吹鳴、参集した消防団員が迅速に出動できるよう消防の分団車両の出動の準備、それから格納庫の消防団資機材の管理及び周辺の環境整備並びに付近住民への災害情報の伝達でございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

２階に住まわれている方たちの家賃はいかほどですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

家賃はいただいております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

先ほど詳細に説明してくださいといった内容のことをして下さるということが、家賃の対価になっているというふうな理解でいいんですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

家賃の対価に十分というふうに私自身は判断できないんですが、消防の方たちについては十分な対価だというふうに判断されるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

他の行政も、消防本部関係ですね、このようにうちと同様の居住スペースを兼ねた格納庫の体制が主なんですか、一般的なんですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

福岡県内の消防本部に対し調査いたしましたところ、他の消防本部におきましては、改修工事又は格納庫を更新する際に格納庫のみの使用としており、本市のように住居スペースを取り入れた主要な格納庫はございませんでした。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

前の答弁の中で第2分団、5つある中の第2分団は今現在未入居であると。これ未入居の年数はどれぐらいなのか。そして未入居ということで、消防活動について何か支障がないのか。無償で入っていただいているために、こういったものをしていただいていますよということが、2分団の格納庫については住まわれていないから、それが不十分ではないかなというふうに心配するんですが、その辺はどうですか。

○議長（下川 俊秀君）

加川消防総務課長。

○消防総務課長（加川 徹君）

平成25年4月から未入居状態となっておりまして、5年が既に経過しております。災害が発生した場合の初動対応につきましては、格納庫に入居者がいるほうが迅速な対応が可能であるとも考えられますが、現在消防本部では通信網の発達にあわせ、災害等が発生した場合は消防団員の方に対し、災害情報のメールを一斉に送信する体制を整えておりまして、その対応に支障がないように努めております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

消防長にお伺いします。今後の2階の居住スペースについて、どのようにお考えかをお聞きします。

○議長（下川 俊秀君）

三船消防長。

○消防長（三船 時彦君）

今後につきましては、現在入居しております格納庫の管理者が転居された場合、未入居状態となることは十分に想定されますことから、住居スペースにつきましては、将来的には閉鎖して撤去するか、補強して防災用品、防災機材の備蓄倉庫として使用する等々の方法を含めまして、市役所安全・安心まちづくり課、消防本部、消防団本部にて協議を進めているところでございます。

また、格納庫部分につきましては、近年の情報通信機器の発達や車両等製品の高品質化、防犯設備の充実等を考えますと、必要な設備を整えて、今後も存続していく方針で考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

将来的にはということですが、消防長お話ありましたけども、現実的にはまだあります。

格納庫の維持管理というのは中間市消防署のほうでされてあるかと思えますけども、今後格納庫、2階スペースも含めて、そういったものに対しての全ての意見とか要望があった場合は、どちらに連絡をすればいいんですか。

○議長（下川 俊秀君）

三船消防長。

○消防長（三船 時彦君）

消防本部で対応いたします。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

もう答えが出た中で、これ言うのちょっとどうかと思うんですけども、2階スペースが将来的にずっとあるのであれば、今までもそして今後も恒久的に維持管理が発生しますんで、税金が充当されるということになります。そして、まだ耐震診断、下の格納庫、これ鉄筋ですけども、まだ診断自体もされていないんで、将来的にはもしかしてアウトであれば耐震補強というものも発生する可能性もあります。

先ほどからおっしゃった今も昔と変わって、当初目的が、上に住んでいただく目的があったものが、通信網の発達等でそれが薄らいできている状況も、そうやった背景を踏まえた上で、今後の消防の格納庫のあり方というものを、中間市のよりよい方向に行く形で、財政的な形も含めて、そういった形で検討、取り組みをお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（７番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、職員給与の現状とあり方について伺います。

人事院の勧告を受け、毎年公務員給与の見直しが行われておりますが、本市も勧告に準じて改定されてきております。これまで職員給与の条例改正について異議を申し立ててはきませんでした。著しい人口減少と厳しい財政状況を鑑み、人件費の見直しは避けられないものと痛感しております。

そこで本市の職員給与の現状について伺います。改めまして、人事院勧告とはどういうものなのかお聞かせください。ここ数年の動向についてもお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

人事院勧告ですが、人事院が国家公務員の給与や待遇の改善を政府に求める制度で、毎年８月ごろに行われるものです。中立の第三者機関である人事院が、民間給与を調べて判断するものとなっております。

平成１８年に人事院勧告で給与表の構造改革が行われ、この時点で給与の月額４．８％、金額にして約１万４，０００円が減額されました。

その後、平成２０年度から２９年度までの１０年間の人事院勧告給与改定率はマイナス３．１％、平均給与額、月額として９，６００円となっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（７番 掛田るみ子君）

公務員さんの給与のほうも大変厳しいというふうなお答えだったと思います。つきまして、昨年の人事院勧告を受けて、給与の昇給があっております。定期昇給の昇給率と人事院勧告による改定率ですね、それぞれの影響額をお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

平成２９年度本市行政職一表３１４人の定期昇給率は１．２７％、年額にして約１，５１５万円。人事院勧告改定率は０．１５％、年額にして約１８０万７，０００円でございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（７番 掛田るみ子君）

定期昇給率が1.27%と1,500万円余りの影響額が出ておりますが、これは概算ですけれども、大まかに毎年このような形で上がっていくと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

現時点では、毎年1,500万ぐらいの支出になると思われます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

人事院勧告は、民間の給与を調べて勧告を出しておりますが、民間の対象が事務所に正規の職員が50人以上いるというところが対象になっております。これが中間市の中にそういった事業所があるのだろうかというようなことが一つ大きな疑問となっております。それが中間市の現状と見合っているのだろうかという疑義がありまして、この質問をさせていただきます。

ちなみに、この人事院勧告に対して、人事院勧告の勧告は拘束力はあるのでしょうか。勧告を受けてから、中間市の給与の見直しに対しては、誰がどのような形で話し合いを進めているのかお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

まず、効力についてお答えいたします。

人事院勧告は、法的な拘束力は持っておりませんが、最高裁の判例でも人事院勧告を労働基本権制約の代償措置と位置づけられていることから、各地方公共団体とも人事院勧告を尊重し、給与改定等を行っているところでございます。

それから、勧告の決定を受けまして本市では、地方公務員法第55条の規定により、労働組合との労使交渉を行った後、議会に関係条例を上程し、議会の承認を得て給料表及び手当等の改正を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

組合との交渉は、どなたが行っているのでしょうか。市長でしょうか、副市長でしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

市長でございます。当日、市長がどうしても出れないときは、かわりに副市長も出るようになります。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

人事院勧告の給料表を参考にしているということで、本市の給料表はどのようになっていますでしょうか。給料表の金額というのは、民間で言う1カ月の基本給というふうに判断してよろしいでしょうか。2点お願いします。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

まず、中間市の給料表についてですけど、本市の給料表は、一般事務職、それから保育士などが適用を受ける行政職の一表と、それから消防職給料表、医師が適用を受ける医療職一表、病院の検査技師が適用を受ける医療職二表、病院の看護師が適用を受ける医療職三表の5種類の給料表を適用しております。（「もう一つ」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

もう一つ基本給で、いいですね。

○総務課長（後藤 謙治君）

済いません。基本給ですけど、そうですね、給料表の額が民間で言う基本給となります。以上です。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。ここからは行政職の給料表でお答えいただきたいと思います。毎年1月には定期昇給がありますが、給料表にはどのように反映されているのでしょうか。

また、定期昇給の金額はどのぐらいなのか。給料表の減額がない限り、定年まで基本給が上がり続けるのかどうか、その辺よろしくお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

1回の定期昇給で2号から4号給の昇給を行っております。金額にして若年層で約9,000円、高齢者層で約400円となっております。

給料表の形態ですけど、本市の給料表で説明いたしますと、給料表は1級から7級までで構成されていまして、1級から3級までは一般職職員、4級は主査・係長職。5級は課長補佐、参事補、主査幹、6級は課長職、7級は部長職となっております。

それから、モデル給与で生涯の給与を比べますと、まず高卒、18歳の初任給が1級の9号給、15万1,500円。それから毎年定年まで60歳まで昇給を行いまして、最終的に60歳の給料が5級、93号給の39万2,600円となっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございます。済みません、ちょっと進んでしまったんですけど。先ほどのような説明では、9,000円から400円の定期昇給があるということで、そこにちょっと戻りたいと思うんですけども、定期昇給に当たっては、人事評価制度は反映されているのでしょうか、確認します。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

現在管理職職員の勤勉手当において成績を反映させているところでございますので、定期昇給等については、まだ行っておりません。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

定期昇給にはまだ反映されてないけども、手当等に関しては人事評価制度を運用しているということで、いいんですかね、違うんですかね。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

管理職職員のみなんですけれども（「あ、管理職」の声あり）勤勉手当に成績を反映させております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ちなみに本市では、管理職につくに当たって昇任試験というんですかね、公務員の場合は。昇任試験は行われておりますか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

行っておりません。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

高卒で定年まで働いた場合、42年間勤務することになります。先ほどのご答弁でありましたが、60歳定年のときには確か5級まで上がるというふうにおっしゃいました。これは課長補佐でしたよね、さっきの区分では。課長補佐の5級は課長補佐の区分だったと思います。係長は4級ですから、係長より高い給料、基本給をもらっている方がいるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

確かに4級が係長職、5級が課長補佐職、それから参事補、主査幹という、この3つになっております。経験年数が長い職員については、参事補、主査幹という名目にしておりまして、5級の給料を支給しております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

そうですね、管理職として責務を担っている係長より役職についていない年長者のほうが給料がいいというのは、民間の感覚では大変理解しがたいことです。

管理職にはちなみに別途手当が支給されておりますが、どのようになっていますか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

本市では、管理職手当として、課長補佐職が給料月額9%、課長職が12%、部長職が15%の管理職手当を支給しております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

先ほどのご説明で、給料に関しては年功序列で上がっていくということで、仮に課長だとしたら、若い課長も年配の方もいらっしゃる。そこに利率で換算して手当を出すということは、若い課長と年長の課長で管理職手当の差額が生まれるということでしょうか、そういう理解で。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

管理職になると、時間外手当がつかなくなるにもかかわらず、この金額の差はいかかなものかというふうに思います。

国は役職によって定額支給にしているそうです。管理職手当というものは本来年齢に関係なく、その職責に応じて支給されるべきものではないでしょうか。どのようにお考えですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

国の管理職手当は定額支給となっておることを知っております。しかしながら、近隣市町村を見ると、まだ率での支給が多くなっているところがございます。今後、他の市町村等の動向を注視しながら、定額化について検討してまいりたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

公務員給与の指標にラスパイレスという指標がございます。どのようなもので、本市の数値はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

地方公務員の給与額を同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を100として比較したものでございます。

本市の平成29年度のラスパイレス指数は101.2となっており、国の100と比較しまして高くなっております。

この主な要因は、大学卒のラスパイレス指数が99.5なのに対し、短大卒で102、高校卒で103.4、中学校卒で106.7というように学歴別給与水準が国に比べて高いことなどが考えられます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

このラスパイレス指数は、県下26市の中で中間は7番目に高くなっております。お隣の北九州市は99.7で、市の中で一番低いのが人口も増加して財政的にも大変豊かな福津市なんですね、94.3%です。

先ほど中間の場合は、高卒、また短大卒等は国よりも高めの給与体系になっているというお話がありました。大変言いづらいことですが、速やかに見直しを行うべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

市長。福田市長。はい、どうぞ。

○市長（福田 浩君）

そうですね、ね。

○議員（7番 掛田るみ子君）

答えられなきやいいですよ。

○市長（福田 浩君）

いえいえ、本当このお金の話というのは、私も上げてほしいもんなんですけども。

議員のご指摘のとおり、人口減少とこの財政状況を考慮いたしまして、この人件費の見直しを検討しないといけないとは存じます。職員の収入等については、年齢が45歳の係長で比較した場合、物価は上昇しているにもかかわらず、年収は10年前よりも約27万円減少し、退職手当金につきましては、10年前より約500万円の減少となっております。

本市の支出に占める職員給与費の割合については、10年前が14%に対しまして、現状は10.2%と率として3.8%、金額にして4億3,000万円減少し、全ての指標において10年前と比較して職員のこの人件費は減少しております。

加えて、行政改革により職員数は減る一方で、地方分権の推進により市が取り扱う事務量はふえている中で、この職員のやる気をそぐ形になってはいけないと考える部分もございます。

また、採用試験の志願者数が、平成23年度が306人だったのに対し平成29年度は190人と、またこれ大きく減少していることから、人材確保の面からも慎重にならざるを得ないところです。

しかしながら、議員定数と議員報酬の削減にみずから取り組まれた市議会に倣い、職員組合と協議を進め、このラスパイレス指数の上昇要因を除去することにより、同指数を国と同じ基準程度まで下げることができるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

長いご答弁をありがとうございました。

先ほどの私の質問に対しての執行部からの答えによりますと、本市では、管理職としての責務を担うことなく課長補佐と同じ等級まで昇格、昇給が保障されております。試験を受けなくても管理職になれます。同じ役職であっても年齢によって支給される管理職手当の額が違います。

これは事前に聞いたんですけど、高卒も大卒も同じ給料表を活用しており、高卒30歳と大卒30歳の給料は同じであると、それが結局ラスパイレスを上げている要因だというお話でございました。

定期昇給は、55歳までは4号給、55からは2号給、平等に上がり、人事評価が全く反映されていません。平成26年に地方公務員法が改正されて、第24条1項には、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないというふうに定められました。これまで年功序列主義から能力主義、実績主義へと大きく転換した改正であります。

同法23条においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底として任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとし、人事評価の結果に応じた処置を講じなければならないというふうにしております。

ことしも8月に人事院勧告があり、これから組合と協議が行われていることと思いますが、先ほども申しましたように本市のラスパイレス指数は100を超えていますし、平成28年の決算では、財源不足から9億もの基金を取り崩しております。この新年度予算も7億7,000万の基金の繰り入れを計上せざるを得ませんでした。

その状況の中で、これをある見方をしたら、貯金を切り崩しながら皆さんの給与、人件費を補填しているというふうに捉えることもできるわけです。このような本市の財政状況を深く受けとめ、慎重に協議していただきたいと思いますと思っております。

で、人事院勧告はあくまでも国家公務員が対象であり、地方公務員の裁量が認められています。安易な給与改定がされることがないように願っております。

また、本市の活性化のためにも、年功序列という旧態依然の考え方を打破し、管理職試験の登用など、若くてもやる気のある職員が台頭できるような環境整備をするべきではないでしょうか。

で、改正公務員法の問題にのっとり、職務と職責に応じた適正な給与体系を構築し、職員の頑張りや給与に反映されるような抜本的な改革を福田市長にお願いして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、健康マイレージの事業の拡充について質問いたします。

午前中の答弁にもありましたが、本市は他市町村より極めて早いスピードで高齢化が進展しております。実際に、自治会活動、ボランティア活動の現場を見ましても、65歳以上の方が大半で、本市の協働のまちづくりの主役は高齢者であり、お元気な高齢者によって支えられているまちであると、日々実感しております。

このようなまちの支え手である大切な高齢者の健康寿命を延ばすことは、国民健康保険

や介護保険などの財政負担の軽減にもつながり、政策面でも財政面でも市民の健康増進は本市の重要課題といえます。

国は、21世紀における国民の健康づくり運動として、健康日本21を示し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるように推進をしております。健康マイレージ事業は、健康日本21の施策の一つで、もともとは長寿日本一の静岡県が行っていた事業を国が推奨し、全国に広げたものです。

これは、これまで私は複数回、健康、介護、ボランティア、地域活動など、さまざまな角度を変えながら、マイレージなどポイント付加事業について質問をしてまいりました。

高齢化に伴い医療や介護の給付がふえ、見直しのたびに市民の負担はふえる一方ですが、日々健康管理に努力し、自分は使うことがなくても、値上がりした保険料を真面目に納付してくださる制度の支え手となっている方々に、わずかでも還元できる事業ではないかというふうに考えて、さまざま質問をしてまいりました。ですから、なかま健康マイレージ事業の開始を大変うれしく思っております。

ここで、改めて事業の概要をお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

本市のなかま健康マイレージ事業でございますが、健康なまちづくりを目指し、市民の皆様の健康意識の高揚及び健康の保持・増進を図ることを目的といたしまして、平成29年度から実施しております。

対象者でございますが、本市に住民票を有し、対象事業参加時に満15歳以上の方でございます。

次に、概要でございますが、市などが実施いたします各種健康診査、特定保健指導、健康教室、健康づくりに関する講演会などへの参加にポイントを付与いたしまして、5ポイントに達しましたら、保健センターに申し込みを行っていただき、市が予算の範囲内で中間の特産品を贈呈するというものでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

さまざま事業を広げていただきながら、工夫しながら進めていただいたというふうに思っております。で、昨年の取り組みの実績をお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

平成29年度の実績を申し上げます。143名の応募者全員の方に中間の特産品を贈呈

いたしました。男女別の内訳でございますが、男性25名、女性118名でございます。年代別の内訳でございますが、20歳台から80歳台までの各年代となっておりまして、上位3位までを申し上げますと、1番目が70歳台、71名、2番目に60歳台、42名、3番目に40歳台、9名でございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。この事業をどのように分析・評価されているか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

この事業を通しまして、過去5年間、健康診査を未受診であった方や健康教室に今まで参加がなかった方が約30名ほど、この事業を通して新たに健康増進事業に参加されたという効果があっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

30名でありましても、効果が出たということは大変うれしく思っております。

で、事業に対して、ちなみに国や県などの補助金はあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

本事業に対しまして直接補助はございません。ただ、先ほど議員もおっしゃられていましたように、国民健康保険におきましては、医療費適正化に対する取り組みを行う保険者に対しまして、財政調整交付金を交付する努力支援制度が本年度から本格実施されております。この制度の多数の評価項目の一つに、個人の疾病予防の努力や健康管理に対してインセンティブの提供をするという項目がございます、本事業が該当する見込みでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

国民健康保険の支援金の換算のポイントになるというふうに受けとめましたが、それによろしいですか。

○議長（下川 俊秀君）

岩河内健康増進課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

先ほどの実績のところ、参加された方が143人で、新規の参加者が30名ということでした。介護予防や市のイベントなど対象事業を広げることで、健診への受診勧奨にもなり、さらなる健診率の向上につながるのではないのでしょうか。

また、市で開催する講演会の多くは、自治会など各種団体に動員をかけております。で、導入をかけられた方も大変で、自治会によっては参加者に協力金を支払っているところもあります。動員先が同じなら、参加者の顔触れも似通ったものになってしまうのは仕方のないことであります。

そこで、社会参加は健康づくりと意義づければ、さまざまなイベントを対象事業に加えることが可能になってまいります。健康マイレージ事業を活用した新たな人の流れができれば、健康づくりはもとより、地域の活性化などにもお役に立ててもらえるのではないのでしょうか。ぜひとも部・課の垣根を越えて横断的な取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

健康マイレージ事業につきましては、平成29年度から、市民の健康意識の高揚並びに健康保持及び増進を図ることを目的に取り組んでいるところでございます。

今、議員のおっしゃった、いろいろな事業に参加することが健康づくりの一つになるというふうに考えたらどうかということでございますが、今年度、対象事業のポイント数見直しを行って、さらなる事業参加者の増加を目指しているところでございますが、さまざまな課・部を挟んで連携を図りまして、子育て支援センター及び介護保険課などが主催する事業に健康増進事業を併設するなどして、多世代の皆様が参加しやすい事業となれるように努めているところでございます。

ボランティア活動や本市のイベントによるポイント付与につきましては、おのこの計画するところの事業の目的に適合すること、及び、該当事業の検討などを初めとした他部署との調整及び予算の確保などが必要になりますことから、今年度以降の状況を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

よろしくお願いいたします。

さて、本市は国の健康増進計画にのっとり、市民の元気がまちの元気と定め、平成23年に健康増進計画を策定いたしました。昨年、第2期を策定し、市民の健康づくりを推進しているところです。

市長は体を鍛えておられ、健康に留意していると伺っております。私は、いつも明るく元気な市長は、市民の健康づくりの旗振り役に最適だと思っております。

さて、福田市政初の新年度予算では、四つの柱の一つに医療と介護の充実を掲げ、主な事業の一つとして健康マイレージ事業を取り上げていただいております。また、広報なかまの中で、市長は予防を通じた健康づくりを推進すると述べられております。

本市のマイレージ事業は、ポイントがたまると抽選で景品が当たるようになっておりますが、自治体によっては、ポイントがたまると優待カードを進呈して、ワンドリンクサービスや5%オフ、お店のポイントを進呈するなど、提携した民間業者の特典が受けられるようなところもあります。ぜひとも市長のお力で、市長が旗を振っていただいて、この中間マイレージ事業を育てていただき、活用し、市民の健康づくりを推進していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

ただいまのご質問、そして、素晴らしいご提案にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりで、最初はマイレージで何か物がもらえるというような感じで頑張ってきて、気がついたら本当に自分の健康によかったと思われるような、非常にいい策だと思っております。

これを引き続き、さらに我々が練っていい方向にして、そして医療と介護の充実という私の公約の一つであります、この主要な事業の助けになればいいなと思っております。

あとは、福祉部長が一生懸命答えておりましたけども、本当に我々知恵を絞って少しでも役に立つようにやっていきますので、逆にお知恵拝借ということで、またいろいろ知恵をお貸しくださいます。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

安田明美でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

近年、生活時間・地域環境の変化、一緒に過ごす家族や仲間とのつながりの変化が複合的に働き、結果として、子どもたちの環境が大きく変化しております。物や情報、社会性による変化は、いつの間にか親と子の心の孤独を加速させているようであります。このような状況の中、未来ある子どもたちに対して、市の担う役割は大きいと思われれます。

まず、福田市長の中間市における子育てについてのお考え、思いをお聞かせ願います。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私にとって、もちろん皆様にとっても子どもはかけがえのない財産であり、宝であります。これまでも本市は中間市子ども・子育て支援事業計画、こちらを策定し、この理念に基づき児童福祉事業、母子保健事業及び教育環境の充実に取り組み、また、保護者の経済的な負担を軽減するために、県下でも有数の保育料軽減を設定するなど、独自の子育て支援事業を展開しております。

本市の子どもたちが健全に育ち、そして、親が安心して子どもを生み、育てることができるようまちを目指して、私は全力で応援をしてまいる所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

ありがとうございます。今、中間市の子育ての理念に基づいて市長の力強いご回答、ありがとうございます。それに向かって我々も一生懸命頑張ってまいりますので、お願いいたします。

今回は、その中の一つであります保育の件について、公立・私立を含め、今の園児数と待機児童はいますか。お答え願いたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

平成３０年４月１日、私立・公立の園児定員数は８８０名で、実際の通園している園児数は８６１名でございます。

待機数でございますけれども、平成３０年４月１日現在での待機児童数は３名ございました。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

4月1日では待機児童が3名でございましたけど、今現在は待機されておりますか。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

4月は3名でございましたけれども、5月に入りまして解消されたという話を聞いております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

ありがとうございます。それでは、さくら保育園のことでございますが、今年度いっぱい6名の保育士が退職します。また、園長も退職されるとお聞きしております。来年度の保育士確保ができなければ、園児の受け入れ、利用が難しくなると思いますが、退職者の補充と保育園存続についてお聞かせくださいますか。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

お答えいたします。

できましたら、平成30年度退職される6人の方全員に再任用をお願いしたいと思っております。不足する場合でございますけれども、非常勤や嘱託職員を採用する方向で検討しております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

それでは、保育園は今までどおり存続という答えでようございますでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

平成28年3月24日、中間市議会全員協議会におきまして、中間市行政改革推進本部において検討いたしましたさくら保育園の経営を民間に移管するという方針を報告させていただいたところでございます。

当初の計画では、平成31年度に民営化という予定がございましたけれども、行革本部に提案した際にございました諸課題、まだ解決ができていないところがございまして、市長、副市長と協議を行いまして、計画を1年先延ばしする方向で協議をしているところでございます。

さくら保育園の運営が民間に移管された際には、保育の質の維持・向上のため、移管先

の事業者に対し、経験年数等を考慮した保育士等の配置、さまざまな研修会への参加を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

ありがとうございます。保育園存続を望みたいと思います。

次ですが、保育士が保護者の子育ての相談を担ったり、家庭訪問を行ったり、保護者が安心して生活できるよう支援する家庭支援推進事業がありますが、市内の保育園で行っている園はございますか。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

さくら保育園が行っております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

さくら保育園だけですが、この事業はソーシャルワーカー的福祉士が担うような相談業務ですので、ほかの保育園にも普及してほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

できるだけこちらのほうからお声かけるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

それでは、その保育園の一つの問題の学童保育の時間延長についてですが、今、核家族の中、働いているお母さん方も多く、なかなか定時に帰るのが困難であるとお聞きしております。

また、変質者も出没しておりまして、児童ひとりで帰宅を余儀なくされているところもありますので、危険があつてはなりませんので、学童保育の時間の延長、１９時まで延長していただきたいという父兄の方のお声が上がっておりますが、行政としてはどういうお考えでしょうか。それをお願いしたいと思ひまして。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

学童保育は、仕事等により昼間保護者が家にいない世帯の児童を預かり、家庭にかわる生活の場を確保して、適切な遊びや指導を行い、保護者にかわって保育を行う事業でございます。

現在、中間市内の学童保育所の開所時間は、授業終了後から午後6時までとなっております。近隣11の市町を調査いたしましたところ、本市と同様午後6時までの利用時間としている自治体は3市1町、午後6時半までとしている自治体は1市2町、午後7時まで利用可能な自治体は3市1町でございました。

中間市内には、現在8カ所の学童保育を設けておりまして、それぞれ社会福祉法人、学校法人、そして社会福祉協議会に委託をしている状況でございます。学童保育の時間延長につきましては、利用者のニーズを再度把握した上で、今後、委託先と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

そうですね。働き方がいろいろございますので、やはりニーズに合った学童保育の時間の延長を考えていただけるということですので、それに期待しております。よろしくお願いいたします。

児童福祉とか、幼児教育は、やはり行政が責任を持って行われなければなりません、市長の公約でありました給食無償化です。それはすばらしいお考えだと思います。幼稚園のほうからでも、保育園のほうからでも声が上がっているんですが、幼児期から、やはりそういう食というところが充足できれば、中間市は子育てのしやすいまちとなり、若い世代の人たちが定住する。市長がいつも言われていますように、定住化というところで、若い人たちの定住化を考えるのであれば、そういうところからも一歩踏み込んでいただければと思いますが、どうでございましょうか。全力発進をしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今のご質問というよりも、多大な期待を寄せていただきまして、ありがとうございます。いや、本当にそれに向けて全力発進してまいります。

一つ、僕、言い忘れておりました。非常に皆さん、先ほどから聞いて、いいことを本当に期待していただいている中で、二宮尊徳という方がこういうことを言っているんです。

「昔蒔く、木の実大木となりにけり、今蒔く木の実、後の大木ぞ。」ということで、昔まいた種が、今、大きな木になっているんだよと。ですから、今、我々は子どもたちの夢と

希望を大きな木にするために、今まかなきゃいけないよという言葉を残しているんですね。
で、今、議員がおっしゃるとおり、本当に子どもたちに向けて、私もできる限り、今ま
くべきは、子どもたちのためじゃないかというように思っておりますので、頑張ってい
きます。ありがとうございます。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

私も、この大きい体で種をまいていこうと思いますので、一緒に全力発進していきたい
と思います。

それでは次に、新オレンジプランに向けた取り組みについて質問いたします。

日本の高齢化が進むにつれ、認知症高齢者の数もふえ続けております。行政の認知症高
齢者に対する取り組みが今後重大になってくると考えますが、国は、平成２４年９月、認
知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ないという考えを改め、認知症になっても、
本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で、いい環境で暮らし続けることがで
きる社会の実現を目指すため、認知症施策推進５カ年計画、オレンジプランを策定しまし
た。

平成２７年１月には、認知症施策を加速させるため、オレンジプランを修正した認知症
施策推進総合戦略、新オレンジプランを作成しております。

新オレンジプランにおいては、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地
域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが基本的
な考えとなっております。

平成２９年７月５日には改定がありましたが、平成３０年度認知症総合支援事業が本年
４月から義務化されました。認知症施策につきましては、中間市もさまざまな事業を展開
しております。高齢者に対する取り組みについて、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

日本は高齢化の進展により６５歳以上の人口が増加しており、これに比例し認知症の方
がさらに増加することが見込まれております。このため、国では認知症対策の取り組みと
して、平成２５年に認知症施策推進５カ年計画、いわゆるオレンジプランを策定しており
ましたが、新しい項目の追加や目標値の引き上げなどを含めた認知症高齢者の日常生活を
支えていく基盤施策として、平成２９年に認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジ
プランが策定されております。

この認知症施策推進総合戦略は、認知症への理解を深めるための普及・啓発、若年性認
知症施策の強化や、認知症の方に携わる介護者への支援など、認知症の方を含む高齢者に

やさしい地域づくりの推進に向けた施策でございます。

本市におきましても、36.7%と非常に高い高齢化率でありますことから、この国の理念に基づき、本市の実情に応じた認知症施策を積極的に展開してまいり所存でございます。

また、この詳細につきましては、担当部署からお答えいたします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

介護保険課における認知症高齢者に対する取り組みについてご説明いたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムにおける高齢者の状態を重度化させない取り組みを実施することになりました。

しかしながら、地域にはまだまだ多様な課題があり、その課題が放置されたままでは高齢者の生活に影響を与え、先の重度化をさせないという仕組みも意味をなさなくなります。

そうした課題の一つが認知症でございます。高齢になればなるほど認知症の発症リスクは高くなり、2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症することが予測をされています。

新オレンジプランの基本的な考え方であり、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、介護保険課では四つの取り組みを実施しております。

一つ目といたしまして、徘徊高齢者に対する支援でございます。認知症を発症され徘徊をされる高齢者に対しまして、遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステム事業や、地域とのつながり、またさまざまな支援ツールを活用し、早期発見・早期保護に努めることとしております。

二つ目に、認知症の状態に応じた適切・適時な医療の提供、介護等の提供でございます。早期に認知症の鑑別・判断を行い、速やかに適切な医療、介護などが受けられる初期の対応体制といたしまして、認知症初期集中支援チームを設置いたしております。

三つ目が、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進でございます。認知症について正しく理解される認知症サポーターの養成を進め、地域や職域などさまざまな場面で活躍できるような取り組みを推進しております。

四つ目が、認知症の人や介護者への支援でございます。イオン中間店におきまして認知症カフェを開催しております。認知症の人、その家族・知人、医療やケアの専門職、そして認知症について気になる人などが気軽に集まり、和やかな雰囲気のもとで交流を楽しむ場所でございます。このカフェでは、介護等に関する相談会を開き、認知症の人や介護者への支援を実施しております。

以上が、介護保険課における認知症高齢者に対する取り組みでございます。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

説明、ありがとうございました。それでは、四つの施策のご説明をいただきましたが、徘徊高齢者に対する支援について伺いいたします。

認知症を発症され徘徊のおそれのある高齢者に対して、一刻も早く発見し保護することが重要であります。中間市では具体的にどのような施策を実施されておられますか。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

介護保険課におきましては、認知症の人や家族の精神的・身体的な負担軽減を図り、徘徊高齢者などの早期発見を図るとともに、在宅福祉の充実を図ることを目的とした徘徊高齢者施策として、遠賀中間地区はいかい高齢者等ＳＯＳネットワークシステム事業を実施いたしております。

これは、折尾警察署の指揮のもと、行政機関、地域の協力機関・団体が相互に連係を図り、認知症高齢者などが徘徊行動により行方不明になった場合、早期発見・保護を図るものであります。

また、福岡県の事業である防災メール・まもるくんによる徘徊行方不明者情報の発信などを実施していただいております。

次に、今年度より開始いたします施策といたしまして、地域ぐるみで捜索にご協力いただきますよう、中間市コミュニティ無線を利用した捜索放送を開始し、あわせて、本市職員に対しましては、庁内の全庁掲示板、アイネット掲示板を利用し、捜査協力依頼を実施することといたしております。

並びに、行方不明者保護情報共有サービスとして、徘徊のおそれのある高齢者の衣服にスマートフォンで読み取れるＱＲコードを張りつけることにより、もしも徘徊され行方不明になられた場合、発見・保護した人がＱＲコードタグを読み取ることにより、家族や介護者に情報をつなげるサービス、どこシル伝言板を今年度中に実施することといたしております。

以上、五つの施策を展開することとしておりますが、徘徊高齢者の施策の円滑な実施につきましましては、認知症の方やご家族、また地域住民の皆様のご理解・ご協力が必要でありますので、今後とも同施策の積極的な啓発・推進に取り組んでまいります。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

ありがとうございました。いろんな施策があります。遠賀中間地区はいかい高齢者等Ｓ

OSネットワークシステム事業など、さまざまな施策を展開されるところですが、徘徊されたことにより事件や事故などに遭われると、当事者や家族は非常に悲慘な思いを強いられることとなりますので、徘徊高齢者施策を積極的に実施していただきたいと思います。

次に、認知症初期集中支援チームについて伺いたしますが、本年４月から、全ての市町村に義務化されました認知症総合支援施策では、早期に認知症の人に対し適切な医療や介護が受けられる初期体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームが設置されることとなっておりますが、中間市の実施状況について伺いたします。いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

認知症初期集中支援チームとは、４０歳以上で在宅で生活される認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援など、初期支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行うチームでございます。

構成する職種は、認知症サポート医また保健師と社会福祉士などであり、本年４月から全市町村に設置が義務化されております。

当市の設置状況につきましては、昨年１２月に、認知症サポート医として遠賀中間医師会より岡垣病院の医師にご就任いただき、支援チーム員には、地域包括支援センターの職員で、保健師、社会福祉士、准看護師で構成された認知症初期集中支援チームを設置いたしております。

このチームの稼働状況につきまして、平成３０年３月末のデータではございますが、訪問件数３件であり、延べの件数といたしましては１６件でございます。設置後１年を経過しておりませんが、先進地の事例や調査・研究を進め、中間市の地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（１１番 安田 明美君）

ありがとうございました。で、医療や介護の手が回っていない認知症の人や家族にとりまして、認知症初期集中支援チームの設置は非常に力強い機関であると考えております。積極的にこれからも活動をお願いしたいと思います。

次に、認知症サポーターについて質問いたします。

ここでも、今現在の議員さんで半分以上の方がサポーターの研修を受けておりまして、サポーターの資格を持っております。だいたい色のリングをお持ちでございます。その認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲のボランティア活動として、認知症の人やその家族を応援するものでございますが、現在の認知症サポーターの人数と

認知症サポーターの増員に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

議員よりご説明のありましたとおり、認知症サポーターは、それぞれの生活する地域や職域において認知症の人を見かけた際に、その行動を見守り、道案内など手助けをし、あるいは、周囲の人に対して認知症について正しい知識や配慮すべきことを伝えるものです。

認知症サポーターになるためには、認知症サポーター養成講座を受講する必要があります。講座内容といたしましては、認知症とはどういうものか、認知症の予防、また認知症の人と接するときの心構えなど、認知症や認知症高齢者に対する理解を深める講座であります。

なお、この講座は平成19年より開講いたしておりますが、現在までに1,801名が受講されておられます。

今後、認知症サポーターの増員を図る取り組みといたしましては、本市職員や自治会など市民への講座の開催に加え、本年度は、中間高等学校、希望が丘高等学校などで養成講座を開催する予定であり、将来的には市内小中学校での開催を目指しております。

次に、認知症サポーターの活躍の場所といたしましては、それぞれの地域や職場で認知症を発症された本人や家族への助言、また、地域の高齢者や認知症の人々を見守ることが多いという観点から、地域の活性化担い手・リーダーとしてご活動いただきたいと考えております。

また、イオン中間店において開催しております認知症カフェにおいて、認知症の人やその家族などの来場者に携わる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

ありがとうございます。今、一番最後にお答えをいただきました認知症カフェのことについて質問いたします。

今、イオンの中で認知症カフェが活動されておりますが、その状況を説明願いますか。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

認知症カフェとは、認知症の人が社会的なつながりや役割を得て、生き生きと楽しい時間を過ごすことができ、介護を担う家族同士はお互いの介護に関する体験などの情報交換をし、悩みを共有することができます。それが息抜きとなり、介護者の精神的・身体的な

負担を軽減します。

また、同時に、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場所でございます。

現在、介護保険課では、イオン中間店様より会場の無償提供のサポートを受けまして、昨年12月から、毎月第3火曜日、10時から16時まで、にじいろカフェと称し開催いたしております。参加者は、認知症の人や家族、その方たちを支える地域住民の方々、専門職また介護関係者などであり、5月の認知症カフェにおきましては、100名を超える来場がございました。

このカフェでは、認知症高齢者に関する啓発に努め、介護予防教室や健康教室などを実施いたしております。先ほどもご紹介いたしましたが、認知症の人も多くお越しになっており、この認知症カフェとしての役割は果たしていると考えてはおりますけれども、以後、段階的に認知症の人にカフェ内でのお手伝いを行っていただきたいと考えております。お手伝いいただくことにより、ご自分が必要な存在だと認識していただき、達成感や来場者の方々との信頼関係向上につながるよう支援してまいりたいと考えております。

今後も多くの方にご来場いただきますよう、魅力あるにじいろカフェの円滑な運営を実施してまいります。

また、市内に認知症カフェが多く開設していただけますよう、介護関係事業者に対し、啓発・支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

ありがとうございました。いろいろ認知症の施策、問題を行政としての今の取り組みを教えていただきまして、ありがとうございます。

認知症の高齢者の問題は本当にこれから大きな課題となってくると思います。医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現のためにも、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて、引き続きさまざまな施策を、また、私どももお手伝いしていきますけど、行政のほうも一緒に頑張っていたらと思います。

最後に、介護保険利用者負担割合について質問いたします。

介護保険の利用者の自己負担割合が、平成27年度より従来の1割負担に2割負担が追加されておりましたが、介護保険法の改正により、さらに、30年8月から3割負担が追加されます。先日、住民税確定の通知が参りました。この税の所得金額の確定により、介護保険の利用負担割合が確定されると思いますが、現状はどう変わるんでしょうか、簡単でようございます、時間が迫っておりますので。すみません。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

介護保険制度の利用者の自己負担については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続性を高める観点から、第1号被保険者のうち現役並みの高い所得を有する利用者の負担割合を、平成30年8月より2割から3割へ引き上げることとなっております。

具体的に3割へ変更となる利用者につきましては、合計所得金額220万円以上、かつ年金収入とその合計所得金額の合算が340万円以上の利用者となります。

ただし、介護保険では介護費用が高額になっても1カ月の利用限度額が設定されており、高額介護サービスが適用されます。このため、2割から3割の負担に変わりましたが、現役並みの所得の利用者の場合、月額4万4,400円が利用者の負担上限となります。国の試算によりますと、負担増となります利用者は全利用者の3%程度と見込まれております。

介護保険制度は介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着・発展しています。今後、高齢化の進展に伴い、介護サービスに係る費用や供給量も増加することが予測されています。このことから、介護予防・重度化防止に取り組むとともに、介護の必要な人には安心して必要なサービスを提供し、持続可能な制度として確立していくよう努めてまいります。

○議長（下川 俊秀君）

安田明美さん。

○議員（11番 安田 明美君）

きょうは、本当に認知症のことでお聞きしましたが、私もいつかは認知症をたどっていくと思います。いつかはです。そのときも中間市で、ああよかった、ここに住んでいて。みんなに迷惑をかけながらも生活できるというすばらしいまちづくりを、今後も私も協力してつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本当にきょうはありがとうございました。

○議長（下川 俊秀君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際暫時、10分間休憩いたします。

午後3時16分休憩

.....

午後3時22分再開

○議長（下川 俊秀君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第２．承認第１号

日程第３．承認第２号

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第２、承認第１号及び日程第３、承認第２号の専決処分の２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分２件は、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより専決処分２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第１号専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成３０年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。

よって、承認第１号は承認することに決しました。

次に、承認第２号専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成３０年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第１号）を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。

よって、承認第２号は承認することに決しました。

日程第4．承認第3号

日程第5．承認第4号

日程第6．承認第5号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、承認第3号から日程第6、承認第5号までの専決処分3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

承認第3号並びに承認第5号について、反対意見を申し述べます。

承認第3号中間市市税条例等の一部を改正する条例について、この条例改正では、地方税法等の給与所得控除、公的年金控除等について、10万円引き下げ、基礎控除額において10万円引き上げることによって、税額が引き上がらないよう考慮をされています。

この改正による、総所得がふえることにより、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、児童扶養手当等にも、引き上げの影響が出ます。給与所得控除の上限1,000万円から850万円に引き下げられ、中間所得層にも影響が大であります。

以上によって、この承認第3号には反対をいたします。

承認第5号中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

今回の法改正で国保税の基礎課税額が54万円から58万円へと4万円の値上げとなっています。その結果、国保税全体の限度額は、最高払いの世帯で89万円が93万円の年額となります。国保加入者の中には、確かに億を超える単位の高額所得者もいるでしょう。そのような方にとっては、わずか4万円の値上げですが、中間市のような地方都市になりますと、そのような高額所得者より、低額所得だが世帯人員の多い世帯や、土地や家屋が何かの都合で売却した方々などが、この限度額に相当方のほとんどであります。

そのような方にとって、最高で年額93万円にもなる国民健康保険税の負担は大変です。他の医療制度に比べても格段に高い限度額となっています。しかも近年の推移を見ますと、

平成25年度77万円が、26年度81万円、28年度85万円、29年度89万円、そして今回4万円の引き上げであります。余りにもこれは理不尽と言えるのではないのでしょうか。

日本の給与等の所得は、今、下がり続けています。最高時が1997年と言われていますが、その当時の国保の限度額は50万円です。所得は減り続けているのに、国保税は上がり続け、限度額は倍近くになっています。限度額世帯もわずか70世帯ですので、値上げの効果がそうあるわけでもありません。

かつては、国の法改正で、限度額が引き上げられたときでも、中間市としては、条例で引き上げを見合わせたこともありました。

今回の引き上げについては、反対いたします。

また、軽減措置については、前年に引き続いて改正がなされましたが、中間市での国保世帯数の35%を占める7割軽減の世帯については、世帯人員に関係なく33万円の所得以下が対象となっています。今、最も生活苦に苦しんでいる世帯であります。

国の示す所得を超える基準額への引き上げを求めると同時に、控除的なこのような低所得者への減免制度の適用を求めて、この承認第5号については反対をいたします。

以上であります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市市税条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。

よって、承認第4号は承認することに決しました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについて、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。

よって、承認第5号は承認することに決しました。

日程第 7. 第30号議案

日程第 8. 第31号議案

日程第 9. 第32号議案

日程第10. 第33号議案

日程第11. 第34号議案

日程第12. 第35号議案

日程第13. 第36号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第7、第30号議案から日程第13、第36号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第14. 第37号議案

日程第15. 第38号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第14、第37号議案及び日程第15、第38号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。植本種實君。

○議員(1番 植本 種實君)

参与の設置についてでございます。

37号議案は人事案件であります。一般の条例を制定するときに、市長の提案説明が

あり、委員会に付託し、本会議において討論、採決が行われるはずですね、確認です。

○議長（下川 俊秀君）

確認。

○議員（１番 植本 種實君）

質疑です。されますか。

○議長（下川 俊秀君）

質疑の内容がわからんけど。はいどうぞ。植本種實君。

○議員（１番 植本 種實君）

人事案件であるから、一応３７号議案は、一般条例を制定するときのように、市長の提案説明があり、委員会に付託して、本会議で討論、採決を行われますかと聞いているんです。

○議長（下川 俊秀君）

審議の取り扱いが議会が決めることやから、執行部が決めることやないですよ。

○議員（１番 植本 種實君）

委員会付託するから、市長の説明、提案があるかということです。すべきだと。

○議長（下川 俊秀君）

提案理由の説明は終わっております。議案の提案理由の説明は終わっております。

今、質疑ですよ、議案に対する質疑はないかちゅうことやから。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定２件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第１６．第３９号議案

日程第１７．第４０号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１６、第３９号議案及び日程第１７、第４０号議案の規約の変更２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております規約の変更２件は、委員会の付託を

省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより規約の変更2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第39号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。

よって、第40号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第18、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において植本種實君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 植 本 種 實

議 員 中 尾 淳 子